

200

289-U47ウ

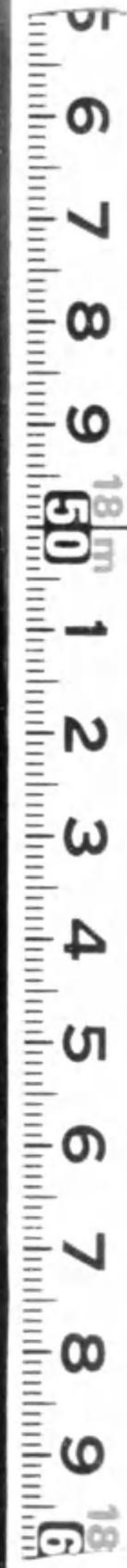


1200500732588

生先洲平と公山鷹

士部學文

著直重西小



始



289
U.47

文學博士 小西重直 著

鷹山公と平洲先生

同文社發行



公

目次

第一章	鷹山公と平洲先生と私	三
第二章	鷹山公襲封前の米澤藩	一五
第三章	襲封の鷹山公	二〇
第四章	賢臣の登用	四一
第五章	鷹山公の親政	六一
第六章	治民の精神と其の實際	六四
第七章	公の好學並に教學觀	一〇〇
第八章	孝道	一四一
第九章	名君上杉鷹山公	一六七

992
159

鷹山公と平洲先生

目次

第十章 鷹山公名君の因由……………	一八三
第十一章 平洲先生の生立（米澤賓師以前）……………	二二六
第十二章 平洲先生の御輔導と米澤の教學……………	二二六
第十三章 平洲先生の教學觀……………	二二五
第十四章 平洲先生の人となり……………	二七六
第十五章 鷹山公、平洲先生と其師中西淡淵……………	二八六

第一章 鷹山公と平洲先生と私

私は東北の米澤で生れ、十一歳頃お隣りの會津に行つて教育を受けた。従つて米澤と會津とは今も郷土思慕の情深きものがある。

米澤の藩主は上杉氏である。それで私は幼少の頃母や祖母から、寝物語によく藩祖上杉謙信公に就ての話を、一種の御伽噺のやうに話して聞かされた。それは實に勇敢な話だつた。例へば謙信公が八九歳の頃、夜遅く而も雨の降る闇の夜に、郊外の刑首場へ行き、處刑された罪人の首をお盆にのせて持ち歸つたとか、又公のなくなれる時には、「俺が死んだらこの體を漆と朱でかためて甕の中に入れて置け。そして若し敵兵が國を攻めるやうなことがあつたら、この體

を甕の中から出してくれ。一萬や二萬の敵兵はこれを睨み殺してやる」と言はれたさうだ、とかいふやうな話である。八九歳以後になつてから聞く話は、鷹山公と平洲先生とに關することが多かつた。これらは學校の先生からも聞かされたが、母や祖母から聞かされる方が多く、又その方が興味も遙かに深かつた。

さういふわけで、藩祖とか藩主とか郷土に關係のある偉人といふやうな意味で、謙信公や鷹山公や平洲先生には、尊崇と愛慕、私の慣用語でいへば敬愛の情を捧げて來たもので、自然それらの人々の傳記や思想を讀む機會も多く、又それによつて自分の血がわき、肉が養はれたことも餘程深かつたやうに思ふ。例へば謙信公については、霜は軍營に満ちての詩を味つて、公の雅懷と雄大と人情味と、さういふものに公の單なる英雄と異なる偉大さを感じたり、川中島に討ち入る劇的痛快さに男兒の眞骨頭といふやうなものを感じたり、それでゐて

敵に鹽を贈つたと聞いては、その人間性の眞實味に尊い感激を感じたり、殊に勤皇の精神に篤かつた公の生涯には敬慕の感を懷いたものである。又鷹山公や平洲先生については、例へば「中興美談」とか「米澤鷹山公」とか「いふ書物や」、「鷹山公世紀」だとか「鷹山公偉蹟録」だとか「平洲全集」などの出版せられる毎にこれに讀み入つて益々その偉大さを知り、これによつて、僅かづゝながら成長し行く私の思想を培つたことがどれ程であるか、測り知られぬものがあると思ふ。「鷹山公と平洲先生」は私にとつてはなつかしい思ひ出の記録でもあり、又私の心の成長の記録でもある。

以上は私の生長過程に於ける鷹山公と平洲先生、私を生成させた鷹山公と平洲先生とについて記したのであるが、次には生長した後の私と鷹山公と平洲先生とについて少しく記して見よう。

私は明治四十一年に發行した「學校教育」の序文にも書いて置いた様に、中學時代岡田五兎先生の教育によつて、教育家といふものもあれ程成功すれば愉快なものであらうと子供心に感じ、自分も教育家にならうと決心し、その後五十年、今尙「耕せども盡きず」の感を以て微力を盡してゐるのであるが、そして未熟ながら「教育の本質」について研究し、又これを實現する中心の力としての親心について屢々之を説き、方法論として「勞作教育」、即ち今いふ鍊成の一部についても反覆之を説いて來た。

教育の本質については、教育は結局人の心の問題である。それ故に心とは一體どういふものかと言ふことを考へて見る事が、最初の、さうして最も重要なことであると信じ、これについて考へ抜いた揚句、それは至誠眞實である。至誠眞實の精神力は人間性の本質で、人間の一切の價值生活を創造發展させる

ものである。さうしてこの至誠眞實の精神力の最も純粹完全に現はれるのは親子の間柄であると考へた。

親子の間柄ほど純粹なそして強力な至誠眞實はないのである。そして我が日本は親子本位の大家族であつて、祖孫は一體、義は君臣情は父子、忠を第一義とする忠孝一本の國である。此の故に日本に於てこそ此の至誠眞實の力が最も純粹に、最も力強く發揮されねばならぬのである。至誠眞實は萬物の化育發展の根源の力であり、一切の文化の發達の根本力であるとするならば、日本に於てこそ凡べてのものは最も偉大に發達すべき筈のものである。

皇室を宗家としての親子本位・祖孫一體の大家族國としての日本に於ては、祭政教一致である。報本反始の大御心によりて大孝を申べさせ給ふ祭祀に於ては、畏くも大御子心を拜することが出来る。皇祖皇宗の大御心と御一體になら

せられ、皇祖皇宗の大御親心を體せられて仁愛の政を垂れさせ給ふ有難き御政治に於て、我等は實に大御親心、大御子心の崇高なるものを拜するのである。至誠眞實の現れとしての親心子心は、實に日本に於ける一切の進歩發展の根源であり、神に對する敬虔の精神は、凡べての働きに於ける根本の精神でなければならぬ。

併しこの至誠眞實は人間精神の最も根本的な姿で、これが具體的に現はれるには、敬愛信の三つの形をとる。苟くも生に發展し、價值的になり得るものは、皆この敬愛信の精神作用を一元的に眞の根源力として持つて居るものであり、敬愛信はまた皆實行實踐として現はれるもので、詳しく言はゞ敬、愛、信、行となるのである。

そしてこの三相はシュブランガーなどの説いて居る六種の文化型の奥底に、

基本的な個性型として現はれるものであると思ふ。尤もこゝに個性型として現はれるといふ意味は、三相は常に相融合して一元的に人格の奥底の内容となつて居るのであるが、或る人には特に敬的の要素が多く、他の人には愛的の姿が多く現はれ、又他の人には信的方面が殊に著しく發揮されるが、又人によつては之等三相が圓滿に融合されて居る場合もあるといふやうな意味に於て、ある。それでこの三相の個性の型を徳川時代の著名な人について考へ、吉田松陰先生や山鹿素行先生などは三相を一元として備へ、而も其の中で敬の型が強い様に思はれ、中江藤樹先生の如きは、何れかといへば愛の型が一層力強く現はれ、西郷南州翁の如きは三相一元の地盤の中で殊に信の型が強い様に感ぜざられ、上杉鷹山公や細井平洲先生や廣瀬淡窓先生などは、先づ三相が比較的融合して居る人の様に思ふのである。

親心は、子に對する至誠に出發し、子供に對して敬の心を持ち、子と一體を感ずる愛の精神に充ち、困難を困難とも思はず、我を捨て、其の子を撫育することを樂み、欺かれても尙子供を信ずる純粹性を持つものである。それ故に子供は親に負はれ親の側に居ることに安心を得て、自然に成長することができる。親心は子供を正しく強く成長させる力である。人の子の教育もこの親心がなければ決して出来ることではない。私はこれまで種々の機會に教育と親心について述べて來たのであるが、鷹山公や平洲先生の如きはこの親心の點でも古來稀に見る豊富且眞摯な人であつたと思ふ。この點でもこれまで私は鷹山公や平洲先生に得る所非常に多く、又常に深い尊敬の念を懷いてゐるのである。

それから今一つは至誠眞實の精神の作用としての勞作、此の勞作教育のこと、私は知識のみでは人間は出來ず、人は勞作によつて始めて人となると思ふ

のであるが、何故に私がこの勞作教育を主張し始めたかといふと、それは私の幼い時の教育體驗・生活體驗の中に其の基礎を持つてゐるので、即ち勞作教育といふ事に就て多少理論的に言ひだす前に、私の生活それ自身の中に勞作の必要を體驗したからである。

先にも記した様に私は米澤で生れて、十一歳頃からお隣りの會津で教育を受け、其の後中學から高等學校、大學へと進んだが、心身一如、筋肉勞作を加味した意味の勞作生活や勞作教育思想の基礎を作つて呉れたのは、米澤と會津の生活であつたのである。

先づ思ひ出されるのは米澤での冬の日の朝の行事である。商家の子弟は冬の寒い朝、登校する前、二三人づゝ組を作つて納豆を賣り廻つた。これは商賣といふよりは修業であるから、立派な商家の子弟程熱心にかやうな躰方に服せし

められるのであつた。又士族の子弟の冬の行としては朝習といふことがあつた。冬の寒い朝、まだ夜が明けないう半ば闇の路を踏んで、數町離れて居る先生の宅に行くのである。先生のお婆さんなどが大きな爐に火を焚いて下さる。其の中に先生の用意も出來、座敷の行燈の光の下で二三十分の間書物を習ふので、それから家に歸り、前夜降り積つた家の前の雪を踏みつけて、人や櫓の通れるやうに道をつくり、家に入つて朝飯にありつき、學校へ行く。一向苦しいともつらいとも思つたことはないが、今から思へば先生には非常に御迷惑であつたとお氣の毒に感じてゐる。

それから鷹山公の政治の一つとして士族屋敷にも桑が植えてある。桑の實の熟する頃、太い桑の木に梯子をかけ、其の上で紫色の桑の實を味ひながら桑の葉を摘み取る。それを家に運んで刻んで蠶にやる。葉でまぶしを作る。これ等

のいろ／＼の事は皆遊び半分到手傳つたものである。畑の仕事を手傳ふことも楽しみの一つであつた。又生活上の手助にもと羽織の紐を編んだこともある。かういふ子供時代を回想して見ると、實に意味があり、又それが今の自分を作り上げて呉れたのだと思つてゐる。さうしてこれらの風習は、何れも鷹山公と平洲先生の學問・殖産獎勵の精神に基づいたものだといはれてゐる。鷹山公や平洲先生の大きな行蹟を調べて見ると、その政治や教育が皆心身一如の勞作と結びつき、勞作の中に立派な實を結んでゐる。かういふやうないろ／＼の意味で、「鷹山公と平洲先生」は今の私の思想の親でもあり、又一つの最もよい手本でもあるのである。

私は會津に於ては日新館といふ昔の藩校で學んだのであるが、私が入學した明治十九年頃は豫科では漢文の素讀、習字、武道といふ科目、本科に進むと、

漢文の講釋、數學、武道といふ科目であつた。武道は擊劍と槍とであり、先生は皆會津戦争の勇者であつて、刀傷や鐵砲傷など名譽の負傷をなした人々であつた。而も之等の勇者は家に歸れば鋤鍬を執つて畑を耕やすといふ風で、青年に對しては、武勇の精神と質實勤勞の學ぶべきことを、實踐によつて教へたのである。私の精神生活は日新館に於ける教育からも大きな影響を受けて居るといふことをここに附記して置きたい。

参 照

- | | | |
|---------|---------|-----------------------|
| 教育の本質觀 | 昭和五年三月 | 玉川學園出版部 |
| 勞作教育 | 昭和五年十月 | 同 |
| 天地の心と親心 | 昭和十四年七月 | 文部省教學叢書、(「國民教育と親心」所收) |
| 思想 | 昭和九年一月 | 金港堂書店 |
| 教育精神の研究 | 昭和十二年九月 | 明治圖書株式會社 |
| 國民教育と親心 | 昭和十六年六月 | 玉川學園出版部 |

第二章 鷹山公襲封前の米澤藩

上杉鷹山公について知らうと思ふならば、先づ公の襲封以前の米澤藩について知るところがなければならぬ。鷹山公の襲封以前の米澤藩の實狀はどんなであつたか。

米澤藩主上杉氏は、戦國の聖雄上杉謙信公の後である。謙信公は北國に雄視して、その富數百萬石に値して居たのであるが、その養嗣子景勝公に至つて秀吉によつて、會津百二十萬石となり、關ヶ原後に景勝の石田三成に加擔した廉により徳川氏によつて米澤に移され、更に三十萬石に減せられたのを、四代綱勝天折して嗣子なきため、更に十五萬石に減せられたのであつた。

米澤の地は元來山嶽が多く、沃野に乏しく、實收の少い所であつた上に、削封はされても臣下にだけは從來の祿を興へてゐたので、臣下の祿は封祿十五萬石の中十三萬三千石に及び（米澤藩窮乏の原因の一）、上杉家の實收は僅かに一萬六千餘石に過ぎなかつた。

このため初めの中は貯藏の金銀を賣却して不足を補つてゐたのであるが、（五代綱勝の正保二年には、尙玉金・玉銀・延金・砂金等七八貫目を入れた箱が九十四箇もあつたといふ）、綱勝の後を嗣いだ綱憲は、幕府の高家吉良義央の長子で、尙幼年であつたため義央が後見人となり、我が子が高家衆より入つて大家の跡を繼いだために、貧相なことをして臣下より侮られてはならぬと、格式を高くし、服食儀式その他に贅を盡したので、出費は従前にも増して嵩み、その生活は愈々收支相償ふことが出來ず、元祿十一年には既に賣る物は賣り盡して、

領内の富豪より用金二千兩を借り上げ、又始めて京都大阪の富豪に多額の借財をなし、（米澤藩窮乏原因の第二、然してその最も主要なるもの）、爾後六代吉憲の享保六年二月には、人別錢百文、百石以上よりは人別三百文を徴し、七代宗憲の享保十八年七月、江戸城凌湟を命ぜられた際には、將士食祿の半を借りてこれに充て、八代宗房の代に入つて、元文二年には半地借上げ、延享元年六月には七十五石以上百石に六俵の借上げ、翌二年には百石に九俵の借上げあり、九代重定公の代になつては、入部の翌寛延二年先づ百石に付三俵の借上げ、翌三年には半知借上げあり、その後このこと連年の例となり、而も借上げは殆ど返済したことがないので、藩士も貧窮甚しき所へ、寶曆三年上野東叡山根本中堂及仁王門普請手傳を命ぜられるや、何分費用概算五六萬兩を下らざることゝ、非常なる恐慌の末、人別一ヶ月十五文宛を課する外、領内の藩士並に商家

に七千兩を課して之を辨じ、翌四年には四民より用金及人別錢を徴し、剩へ同五年の凶作、六年の飢饉、七年の大洪水に遇つて人民疲弊の處へ、七年八年續いて人別錢を課し、剩へ森平右衛門の惡政に、上下の貧窮は實に目も當てられぬ程であつた。

それで寶曆八年の參觀には、藩主は勘定頭を始め、出納の官吏の献金により漸く、その費用を辨じたが、供廻りの旅費はすべて自辨を命じ、寶曆十一年尾張中納言宗勝の逝去の際には、(重定の夫人は尾張藩主宗睦の妹で、宗勝の女である)、米澤藩では、大石源右衛門といふ士を弔問の使者として派遣したのであるが、この一人の使者に、米澤から名古屋迄の旅費を支給することが出来な程程財政が逼迫してゐた。それで大石は米澤から江戸までの旅費を支給されて江戸に出で、江戸から名古屋までの旅費は、江戸屋敷で受取れといふことであつ

たが、江戸屋敷でもこの旅費の支給は不可能であつたので、重臣達は、大石は江戸で病氣にかゝつて名古屋まで行けぬと申立て、詫を入れる外方法がないと考へたのを、會計主任の者が、それでは自分の責任上申譯がないといふので、自分の大小を質に入れて、其の金を大石に渡し、大石はこれで漸く名古屋まで悔みに行くことが出来たといふ程であつた。

さういふわけで上も下も貧窮極り、士民は失望の極、不平・懶惰・流浪・博奕と荒れすさんだ生活に走り、その上嬰兒壓殺の惡風が流行し、上下共に全く萬策盡きた状態になつてゐた。即ち經濟破綻人心荒廢のどん底に陥つてゐたといふのが、その實狀であつたのである。

第三章 襲封の鷹山公

鷹山公は今から二百餘年前、寶曆元年(四二二)四月二十日九州日向の高鍋藩主秋月佐渡守種美の第二子として江戸一本松の邸に生れ、幼名を松三郎といひ、十歳の時親族の上杉家に養子に行かれることとなり、直松勝興と改めたのである。養嗣となつた事情は、重定公には幸姫といふ姫はあつたが男子がなし、鷹山公は幼少の頃より非常に聰明で、他日名君となる素質を十分に備へて居られたのと、兩家はもと親戚の間柄であつたので、双方の話し合ひでさういふことに決定せられたのであつた。

即ち鷹山公の生母は秋月藩主黒田長貞の女で、豊姫即ち瑞燿院の生む所であ

る。而して瑞燿院は上杉綱憲の女で享保三年黒田家に嫁し、公の養父重定公の實の伯母に當るのである。

寶曆九年瑞燿院は重定公に謂はれるやう、「御身男子おはさず、養子の御意ありと聞き侍る。然らばわらはが外孫に當る秋月佐渡守の二男松三郎は、今歳漸く九歳なるが、天性聰明にして且つ孝心深く、その遊戯する所も尋常の小兒と異り、人皆奇異の生れと譽めぬ者なし。御身の女幸姫に配して世嗣とし給はゞ、この上の喜びはあるまじ」と。重定は之を聞いて大いに喜び、この年六月内約を結び、翌十年六月世子に定め、鷹山公はこの時から櫻田の上杉邸に移つたのであつた。

公のその後の概略をいへば、明和四年四月二十三日重定致仕、翌二十四日公十七歳にして家督相續、明和六年十九歳十月二十七日初めて米澤に入部、天明

五年三十五歳二月六日隱居、九月三ノ丸餐霞館（南亭ともいふ）に移り、政治を補佐す。同日治廣家督相續、翌七日治廣へ人君の心得三箇條を傳授、享和二年十一月廿九日總髮してこの以後鷹山の號を常用する様になる。（この號は襲封當時既に署名に用ひられた事があるといふ）。文政三年二月二十日七十の賀筵あり、同五年三月十二日七十二歳を以て逝去、元徳院殿聖翁文心と諡す。明治四十一年從三位を追贈せられ、今縣社松岬神社に祀られてゐる。

さて秋月家は三萬石の小藩であり、上杉家は十五萬石であり、謙信の後として御三家につぐ格式があつたので、外見よりすれば鷹山公の養子入はたしかに幸福であつたが、疲弊し頽廢した大家を襲ぐことは、實は容易ならざる苦難でたしかに「有難くない特權であつた」に相違ない。

併し鷹山公はこの滿身瘡痍の窮藩を負はされても、一回も不平をいつたこと

がなく、況んや恨み言など一言もなく、唯一意藩政の再興と民利の増進とに日もこれ足らずであつた。さうしてその途上幾度か凶作火災等に見舞はれ、長年の努力も水泡に歸する苦境に陥つたのであるが、その度毎に新しい工夫と努力とを重ねて、遂に萬年の樂土を建設されたのである。世の逆境に惱むもの、不時の異變に意氣沮喪する者、人事意の如くならずとして中道に挫折せんとする者は、須く公の生涯に學ぶべきである。

公の活躍されたのは米澤藩といふ一藩の、難局打開といふ非常の場合であつた。併しその事蹟の跡を顧みれば、恐くは天下を托しても、必ずや善政美事を成し遂げられたに違ひないと思はれる。鷹山公は實にさういふ大政治家であつたと思ふのである。

公は明和三年七月十八日、十六歳にして元服し、從四位四品に叙せられ、將

軍宗治の諱字を賜つて治憲と改め、明四年四月二十四日、十七歳にして襲封し彈正大弼となつたのであるが、この時公は群臣に聞いて藩の實狀にも通じ、決心もつけば方針も確然と打ち立てられ、藩主として最早立派に立ち上つてゐた。

それは決して尋常の世の十七歳の青年ではなかつた。

公は襲封のその日一首の歌に覺悟と誓とを述べて

受け繼ぎて國の司の身となれば

忘るまじきは民の父母

と詠じてゐる。身はまだ「父母」の心も知らぬ十七歳の青年である。併し「父母」の心、即ち親心を以て藩政革新の大事業に當らんと覺悟されたのであつた。そしてそれは決して單に一時的な言葉の綾ではなかつた。公の生涯は完全にこ

の親心の實現であり、この心の實現によつて一貫されてゐた。従て公のこの時の心は、既によく真に國の司の親心に徹してゐたものであつたことがわかる。併し鷹山公はかうして一首の歌に自己の感じを述べ、それによつて自らを戒めようとしただけではなかつた。八月には密ヒソカに使を遣して米澤なる上杉家の祖神春日神社に五箇條の誓詞を奉納してゐる。それは

御誓詞

- 一、文學壁書之通無怠慢相務可申候
- 一、武術同斷
- 一、民之父母之語家督之砌歌にも詠み候へば此事第一思惟可仕事
- 一、居上不驕則不危、又惠而不費と有之候語日夜相忘間敷候
- 一、言行不齊賞罰不正不順無禮無之様慎可申候

右以來堅相守可_レ申候若怠慢於_レ仕者忽蒙_二神罰_一永可_二家運盡_一者也仍如_レ件

明和丁亥八月朔日

上杉彈正大弼藤原治憲敬書華押

といふので、花押の下には鮮かに血判が押されてゐる。然もこの誓詞奉納は、當時に於て誰一人知る人なきのみならず、後に於ても亦誰一人これを知る者はなかつた。それならそれはどうして知られたかといふに、九十五年後の慶應元年三月十七日、學寮の失火より春日神社に延焼したため、神器を移さんとして、表書に、奉納春日大明神尊前誓詞上杉彈正大弼藤原治憲敬白とある一函を得、開封すれば即ち右の書であつたのである。人に見せるためでもなく、他に利用せんためでもなく、たゞこれ至誠に發したもので、人々が百年の後に始めて之を知つて、改めて公の心事に崇敬と感嘆の聲を發したのも無理からぬことである。

併し公の治國の至誠は尙これのみには止まらなかつた。九月六日には再び内使を國元に遣され、春日神社と等しく上杉家歴代尊崇の白子神社に

連年國家衰微民人相泥候因大儉相行中興仕度祈願仕候決斷若於_二相忘_一忽可_レ蒙_二神罰_一者也

明和丁亥九月六日

藤原治憲 花押

の誓詞を奉り、次で江戸家老色部典膳照長を召して大儉執行の内旨を傳へられ、照長又深く、感佩して衆議を排して翼賛せんことを誓ふや、重ねて

國家衰微仕國民相衰申候、因此般大節儉相用申候、此段色部典膳同意仕候勿論此以後政道國民相泥候儀仕間敷、此事若於_二相違仕_一忽可_レ蒙_二神罰_一者也、仍如_レ件

羽州置賜郡米澤城主

明和四丁亥九月十三日

上杉彈正大弼藤原治憲敬白華押

と誓詞を奉つたのであつた。この時色部照長亦

誓詞

此度大御儉約被_レ仰候所、拙者儀御尤奉_レ存候。尤同役兎角申聞候共瀧心申間敷候、尤國民不_ニ相泥_ニ様可_レ仕候、此儀若於_ニ相違_ニ忽可_レ蒙_ニ神罰_ニ候、仍如_レ件

明和四丁亥歲九月十三日

色部典膳照長 華押

の誓詞を奉つてゐる。さうしてこの誓詞も亦、百三十七年後の明治廿四年八月二十七日に至つて發見されるまで、誰知る者もなかつたのである。自らは文武の修養に勵み、民に臨むには謙遜にして慈愛に満ちた親心を以てし、政を行ふには大儉を以てせんとし、然して神の照覽の下に之を決行し遂行せんとしたも

ので、その心事といひ態度といひ、實に崇高にして又敬虔なるものであつた。

上杉家の祖神春日神社の祭神は天兒屋命である。天兒屋命は寶鏡の安置される御殿に侍られて、これを防ぎ護り玉ふ神様であつて、神事のもとを司り給ふのである。鷹山公が其の祖神及上杉家の代々尊崇せられたる白子神社に誓詞を奉納して、治國の一大覺悟をなされた其の心事は、實に報本反始の真心の崇高なるものであり、眞の神人一體の精神に基づき、神の親心を心とし、民の父母として治國の大業に臨まれたもので、其の敬虔な至誠眞實に至つては、實に政教當事者の範とすべき所である。

かくして九月十八日には、櫻田邸に江戸勤番の諸役員及び平士一同を召集し

て親書を以て、大儉約執行の主旨を申渡されたのであるが、その親書の中には又實に

我等小家より大家の讓を受け奉り、此まゝ家の亡るを待ち、國中の人民を苦むる事不幸何か是に過ぐべからず候。斯く迄衰へ候家立つべき見切無之故、其の役筋へも深々相尋候處難相立旨何れも同様に申聞候。

といひ、又

居ながら亡ぶるを待たんより、君臣心力の盡くるまで可成程の大儉約を執行候はゞ、若も立行事もやと此事屹と思立候。何程今日の上を心易く暮し候とも、明日家の立たざるには難取替候へば、今日の難儀と取替候心得を以て各志を一にして心力を盡し可申候。

といひ、その内容として

一、年中の佳祝諸費一切延引之事

一、行列尙以減少召連候事

一、於内輪木綿衣不斷着用之事

一、平常膳部之儀一汁一菜に限る事

但歳暮は一汁二菜にて相祝候事

一、近類方を始輕品たりとも音信贈答之儀堅相斷候事

一、本住居の部屋並表臺所向馬場小屋其外無用の場所相成丈相疊み、約に可

補理事

等とし、自らも亦一千五百兩の服食費を世子の時の儘二百九兩に据置き、これまで五十餘人もあつた奥女中を九人に減じ、食事は一汁一菜にして、着物も初め上着を、次には下着まで絹物は絶対に着ぬこととし、全く綿服を用ひること

ゝされたのである。

この綿服不斷着用といふことについては、葦科松柏の書簡にも、「去年九月十七日迄は、木綿といふ物は、肌へも着で、夢にも御覽遊ばされぬ荒き地合の木綿褌袴、云々」とある如く、命令發布の日まで、全く着られたこともなく、夢にも見られた事のないもので、これを毎日着用されることを決心し、且實際毎日を着用されたことは、實に容易ならざる決心であつたに相違ない。

それならこれを着用される心持はどこにあつたのであらうか。無論これを用することによつて冗費を省き、又自ら着用することによつて、下民にも之を着用せしめんとしたのもあらうが、併し公の心の中にはもつとく深い、いはゞ本務とか本分とかいふ感がある底にあつたので、それ故に自らその心事を語つては、

我等綿衣を着し候とて、何程の儉約にも不_二相成_一事に候へ共、それを着し候事は左のみ是を以て儉を致すと申すにては無之、多年不如意にて家中の者共の食祿をも借上げ置候て艱難を致させ候儀、何分にもいたわしく存候に付、せめて我等綿服にても着用致し、朝夕の食味とても減じ候て、下々と共々艱難致候てなりとも、人君たる身分の天道への申分と存候心より起りたる事に候。

といつてゐる。この心事は他の儉約一般についても同じで、それは近臣を戒めては

寡人断じて此節儉を行ふ。或は奇矯事を好むと云ふ者なきに非るべし。然れども是れ皆國家の爲め人民の爲めなり。決して一身の爲めに非ず。故に寡人儉を行ふの間にも、自ら無限の歡樂其間に溢然たるものあり。

といひ、又

一の費用を省くは、文武の一藝を學び得たると同じく考へ、益々以て其節操を砥礪すべきなり。

などいはれてゐるので知れる。即ち公にあつては儉約は何かの方便ではなくて、その實行は、實に至誠に發した、己れを修める一つの目じるしでもあつたのである。

さうしてこのことも文字通り最後の最後まで變らなかつたことで、天明五年退隱の際にも、御隱殿仕切料を重定に準じて七百兩に増額の沙汰を辭して受けず、昔のまゝに二百九兩に据置かれたのであつたが、越えて文政二年、公六十九歳の十二月、時の藩主齊定は、重定の隱殿仕切は七百兩であつたし、治廣も病身の故を以て仕切料及附人をも増し進じたのに、獨り公のみ舊に依て二百九

兩に過ぎないのを、御老體の事ではあり、御不自由でもあらうと深く配慮の上、明春七十の壽筵を期して増額して進じようと、執政及近習頭と相談の上内定したのを洩れ聞かれ、これ畢竟吾が素志を知らぬためであるとして、公はこれに御手書を與へられたのであるが、それには實に

太華翁（莅戸善政、享和三年十二月死、この年より十七年前に當る、後出）既に亡くなり候後は叱り呉れ候人なく、日用の上心も弛み我儘も生じ候はんかと朝夕恐れ思ふ事に候。此上仕切増も賜はり候と存候へば、猶々此心弛みて不知不識物每我儘も出で申すべく候。今少しの餘年、逆もく慎み遂げ申度候。仕切等不足にて欲すべき様なきが、凡下の我輩今日の嚴師友と頼み申す事に候。左候へば縦ひ仕切等の沙汰有之候共、いづく迄も辭し申すべし。當夏以來二之丸（治廣）へは段々手厚く心遣ひあり、人附益も有之候處、此

へ比し競べて如何しき杯と申す評も候はんか。是は現在病身の事、斯くなくては相成らざる事に候。父子孫の間にて何の遠慮あるべきや。口腹を養ふと志を養ふとの差別は孟子論じ置かれ候通りに候。然らば此の志を養ひ呉れ候て、此儘に成し置き賜はり候はゞ、上なき孝志實に辱なかるべく候。

内大臣實隆卿の歌に

何事も矩を踰へゆく世の人の

心にかたき關守もがな

此關を崩し給はる間敷候。能々汲量給はり度候。あな恐こ。

と記されてゐるのである。かくて仕切増額の事は遂に沙汰止みとなつたのであつた。公にとつては儉約は常に經濟であるのみならず、亦明かに道德でもあつ

たのである。

然るに公のこの心を知らず、大儉令に快からざるものあるや、これに對して、微志左に記す、手前は膏鍋侯の第二子に生れ、幸に先君の命に依り、當家を相續す、此上の仕合有間敷候。然るを身の本を忘れ何ぞ一身を樂んや。唯此上の願には、一度國家を再興し、人民を安んずるこそ身生涯の願是に過る事あるべからず。

返す／＼願ふ所は、今日學問を致すも、道を承くるも、人民を安く暮させ度き存寄一つに止り候事と心得申候。

といひ、近侍佐藤文四郎の、衆心に則り、大儉を緩うせられんことを勸むるや、公は毅然として衆論決して憂ふるに足らざるを以てし、

予國家の衰を深く憂ひ、一度國家を再興し、再び人民を安堵させんと日夜に

思ふのみ。誠に先君の命によつて斯る大家の譲を受け、富貴の高位を踏む事も偏に天の命にや有なん。米澤の人民は全く予が臣に非ず、上杉家の家來なり。民と苦樂を同ふせん爲に綿衣を身に纏ひ、一菜にて食事するなり。

とさとされてゐる。全くそこに治政の至誠眞實の深淵あるを感ぜしめられる名言であると思ふ。

尙又明和六年初入部の事あり、十月十九日江戸を發駕し、二十六日夜始めて領内板谷驛に到着した翌日輿中の出來事である。

お供のものたちが駕の側に付き添つてゐると、中から「フーフー」といふ聲が聞える。不思議に思つてこつそり伺つて見ると、鷹山公は煙管の皿の方を銜へて、しきりに小さな火鉢の炭を吹いてをられる。

お附の者どもは恐縮して、早速その火を起して進ませせうと申し上げたとこ

ろ、公は「その儀に及ばず」とて承知なさらない。しかし、煙管の皿を銜へて吹いてゐてはさぞ苦^くいだらう、これは吹き方を間違つてゐられるのだと考へて、「なぜ、皿の方を先にして吸口からお吹きになりませんか」と尋ねると、公は「さういふ吹き方は誰でもする。また何時でも出来ることである。今日はわざとかうして吹いてゐるのだ。」と仰せられる。家來たちは益々不審になつて、「なぜそんなことをなさいますか。」と重ねて尋ねた。すると公は、これには少し仔細がある、次の休み場で話して聞かさうとの事であつた。程なく大澤驛に到着されると、御側衆を召し出して、「自分は今度始めて國入りするに當り、この衰へ果てた米澤を何として元通り恢復したものかと思案を凝してゐる中、ふと目についたのがこの消えかゝつた煙草盆の火である。これは丁度米澤今日の有様に似てゐる。これを復興して見やうと脂^{あぶら}の苦きを厭はず吹き立てゝゐたの

であつた。幸にして辛苦の甲斐あつて火は元の如く熾になつたので、米澤の前途もかくの如くあらんと氣をよくしてゐたところであつた。身の勞苦を厭はず誠實勤勉以て一藩を再興したいのが私の念願である」といはれたといふ。荒廢米澤の復興は、實に到る處に窺はれる公のかうした親心的な不撓不屈の至誠魂によつて實現されたのである。

第四章 賢臣の登用

鷹山公は自ら誓ひ自ら實行して復興改善に努力されたのであるが、他方賢臣を登用して篤くこれを信任し、又親愛して十分にその手腕を振はしめられたのであつた。今それらの重なものについて少しく之を語らうと思ふ。その最初の人たけのまをまきつせは竹股當綱である。

當綱は門閥の家に生れ、幼少より學を好み長じて薬科松伯の青義社中に屬し、早く重定の代、寶曆十二年に三十五歳で江戸家老となり、松伯の刺戟と激勵とにより、窃に米澤へ歸つて、重定の寵臣にして、實は藩の窮乏士民の疲弊をも顧みず、政事を紊り私腹を肥し驕奢を極める暴虐の臣、森平右衛門を刺殺して

悪政の根を絶つた人、これによつて却つて重定の信任を得明和二年には奉行となつてゐる。鷹山公は襲封後これを執政筆頭に擧げ、篤く信任して庶政をこれに委せたのであつた。

當綱の事業中著しきものは、安永元年二月江戸兩邸焼失するや、藩政未だ恢復せず、藩庫窮乏して餘財のない所へ、降つて湧いたこの災難に、鷹山公憂慮の餘り寢食を廢せらるゝ有様であつたので、當綱は自ら士族數千人を率ゐて深山幽谷に分け入り、簀笠草鞋掛け、湯漬水菜汁を食し諸士に率先して材木を伐り出し、且諸士を勵まして、「我々數代父母妻子を育て來たのも、御家の鴻恩の御かけである。この度殿には焼失以來勿體なくも御膳も召上られぬ程の御心痛であれば、この御手傳こそ國家への大忠である。我々はこれを戦國の世、父母妻子に生別れして、矢石を犯し死を顧みなかつたものに比べて見るがよい。

各々こゝをよく考へて死力を盡し、上は尊慮を安んじ奉り、下は百姓の勞を省き、以て鴻恩の萬一に報じ奉らう」と、至誠に發して之を語れば、諸士何れも感激踊躍して競ひ働き、二十餘日にして一萬餘株の大材を搬出し、新潟より北海に廻航して江戸に送附し、新築の用に充てたのであつた。

當綱に對する公の親任はこれより益々厚く、當綱は公の意を受けて日夜各村を巡廻し、開墾植樹を奨め、良農を賞して姦吏を懲らし、夜は夜具を持參して貧家に宿泊し、一汁一菜に甘んじて、却て篤く之に給して撫恤の一端とする等のことあり、ためにその巡廻に洩れたところは之を以て一村の恥辱となした程であつたといふ。

當綱の財政策は一方には、空地、屋敷、神社佛閣の境内等に、漆百萬本、桑百萬本、楮百萬本を植えしめ、十年にして三萬二千百十九兩、之を知行に積つ

て十六萬五百九十五石の増産をはかり、米澤十五萬石をして三十餘萬石に増加せしめんとし、他方江戸深川三谷三九郎、越後の三輪、渡邊、酒田の本間等と結んで財源を得、又尾張の御附家老成瀬・竹腰等と結んで幕府の課役を免れ、かくて民に一賦を加へずして莫大の事業を進捗させることができたのである。勿論上の植樹は、最初當綱の計劃した通りに易々と實現されたわけではなかつたが、次第に實現して藩の大きな財源となつた。鷹山公は桑島開發の爲には自分の臺所の費用四百兩の中より、數年に亘り年に五六十兩を支出され、率先獎勵されたのである。斯くて桑は蠶となり、蠶は米澤織となつて天下の名産の一つとなつたこと普く人の知る如くである。

當綱はかく自ら陣頭に立つて庶政を改革したのみならず、嫡子友彌にも諸士と等しく簞笠をつけ鍬を持たせて開墾に従事させたので、諸士も亦奮起して耕

耘に従事したのであつた。

當綱は鷹山公の信任も篤く、才幹と剛直とで米澤再興のためにたしかに大きな功績があつた。併し惜しい事に晩年に至つてどうしたものか驕逸にして昔日忠勤の志を忘れる日が多いやうになつた。さうして遂に天明二年八月十三日、藩祖謙信公の忌日なるにも拘らず、巡村の途次小松驛の豪農金子某の宅に於て、盛に饗宴を張り謹慎を缺いた廉によつて六老の彈劾する處となり、罷免の上謹慎仰せ付けられることゝなつた。蓋し上杉家に取つて謙信公の忌日は非常に重く、藩主は數日前より齋戒沐浴精進別火し、君臣共に之を敬重すること他に例を見ない程であるのに、當綱は執政の首班にあつてこの不敬を敢てしたからである。鷹山公は江戸にあつて之を聞き、莫大なる前功といひ、兼ては二回までも致仕を申出て居るのに、一度は（安永六年十一月）公親しく當綱の宅に微行

して、治政未だ半ばなるの政を以て之を慰留し、再び請ふや（安永九年三月）要職にある者の輿望に従つて之を差止め、信國の刀を與へて之を慰留したことを想ひ、頗る苦慮されたのであつたが、事は上杉家にとつて何物にも替へ難い藩祖に對する不敬に拘はつてゐる。已むなく公は泣いて馬稷を斬られたのであつた。

さうしてこの馬稷を斬る使命を帯びたのは、誰あらう、初めよりその後輩として友人として腹心としてその知遇を得、森誅戮以來事々に信任・誘掖・推舉・進言・協力の間柄にあつた莅戸善政であつた。善政の苦衷も亦並べのものではなかつたであらう。處斷の命を受けて歸國するに當り、自らその心境を述べて、

故里に歸ると人の美まん

山路を越ゆる憂きを知らねば

旅ごろも晴れぬ思ひを重ね着て

時雨るゝまでに袖は濡れつゝ

と歌つてゐる。善政は國に歸るや主命と條理黙し難く、要路と協議の上當綱を召喚して主命を傳へた。當綱は謹んで上意に従つた。

當綱幽閉せられて他家にあること三年、私宅に在ること七年、毫も不平の色なく、政務要書數十卷を著し、又竊に上書して時の得失を論ずる等のこともあつた。寛政四年四月五日、享年六十五を以て卒したが、卒するに臨み、幽閉中著す所の遺著を其の子厚綱に授け、「吾生きて國に報ずること能はず、死して猶餘恨あり、汝今幸に執政の職を辱くす、書中の可なるものを撰で是を行ひ、能く吾が志を繼で國に報ずるあらば、吾地下に於て忻々せん」といひ、遂に一言

も私事に及ばなかつたといふ。當綱の功績心事を思ふ時、晩節を一簣に缺いたこと惜しみても猶餘りあるを覺える。

公もその舊勳を追賞して、御常典賻奠の外別に金若干を賜ひ、天保七年には齊定より、當綱創業の功格別との思召で、特にその牌面へ銀十枚を賜ひ、安政元年齊憲又當綱の忠精を追感して其牌面へ銀十枚を賜うたのも尤もと思はれる。

當綱について國政に任じたのは莅戸善政である。善政も亦松伯の青峩社に屬し、松伯に兄事して新政の意氣に燃え、始め當綱を助け、後には自ら中心に立つて新政に貢献した。即ち寶曆十二年二十八歳、御中之間を以て江戸に扈從し、翌年當綱の平右衛門を誅するに當り謀に與つて力あり、明和四年三十三歳、公の襲封に當り、君徳を輔翼する意味を以て御近習となつたが、大儉令の實施に當り、その莅戸善政・木村高廣等の所爲であるとの世評あるより、側近にある

ことは却て君徳を蔽ふものであるとし、強て致仕して國に歸つたのであつたが、やがて又登用せられて明和六年三十五歳町奉行となり、三十八歳御小姓頭となり、偶々起つた七老臣強訴の際には、死を覺悟し、その子政以に遺書して出發し、當綱を懲憚して、共に公に進言して英斷の策を立てたのであつた。出頭に當り、その子政以に與へた遺書の要にいふ、

我等事常に師友の切磋に人と爲り、只忠を御家に盡さんとのみ常々胸に絶えず候へば、御國の害とならん事露程も有間敷事、天道の照覽少しも疑はしからず候。

然るに此度奉行衆・侍頭衆、非念の黨を結び、御家の興廢、君上の御先途、隨て我曹の身の上も今日存亡の時に候。

死するの義か不死の義に當るか、尤も以て未だ定め難く、其元の行末も如何

成り行くべく候や、其程も知り難く候へ共、存亡の今日に迫り、後日を期し難き身上に候へば、一通を書き遺し候。

子を思ふ父の心に候へば、遺書に認め度事は山々に候へ共、相受の遺書と楠公の遺訓とを相譲り候。是を以て我等が遺書と思はれ、常々心に置かるべく候。

と。この決心は遂に報いられ、鷹山公の慎重なる用意とゆるぎなき決断とによつて、さしもの重大事件も見事に處断されたのであつた。

善政はその後引續き當綱と共に獻替の誠を捧げ、安永五年、學館再興につきても、學館御用掛を命ぜられ、書を平洲先生に贈つて教へを乞うていふ、

今日學者と申して、白文が讀める、註を離れても、ちとはすむといふも、佳言を讀覚え善行に見當りても、夫はとんと唐の昔と計り見流し置候て、書に對

してはかうであゝでと躍り上る程に面白がるも、きのふ其事の國に行はれしも氣が付かず、此一善言はいつの時にか用ゆべきと蓄へ可_レ申心付も無_レ之、なんでもかんでも唐では々と唐自慢計りに俗人の耳を驚し候體、敝邑の學生多くは此の風に御座候て憂ふべき事に御座候。

世説の講釋尺牘の取遣り、詩に文に花を咲せ候迄にては、むだの費に御座あるべく、實もなき花に事々しき聞えは、大に恐るべき事に候へば、只々教化の行届行事のみ今日の大事かと存候云々。

といつてゐる。溫古知新といひ、稽古照今といふ。溫古して知新に至らず、稽古して照今に至らぬはいはゞ死學である。善政は流石に鷹山公の股肱であり、平洲先生の同志であつた。

安永九年八月善政は近習頭として公に従つて江戸に居た。偶々刎頸の友であ

り、經論の中心であり、師とも兄とも頼んだ竹股當綱彈劾の事あり、善政はその處斷の大命を負うて國に下らねばならぬ事となつた。善政はよく苦しきに堪へて事を處し、且當綱なき跡を受けてよくこれに處し、折からの天明の大凶饑には越後より米五千石を、酒田港より同じく一萬俵を買ひ、別に尾州藩より三千俵を借りて國內に施し、藩内一人の餓死者を出さず、未曾有の凶作を見事に突破したのであつた。

善政はかうして當面の事終るや、十一月廿六日突如致仕を願ひ出たのであつた。願の文にいふ、

臣抑々少きより美作（當綱のこと）と交り深く、森賊を誅し、七家の亂を平ぐるを始め、實に血を軟なるの交りに候。然れば和調の鹽梅も可有之^二處、自ら庖丁の一割に至るは、大法大義私情を用ふべきにあらず、臣が君に報い奉

ること既に足りぬ。此の上一日も祿位に安んじ寵恩に甘へ候ては、顔の美作に對すべきなく、友義節操共に相立たず候。君亦不義の者を用ひ給ふべきにあらず。速に御許しを被りて臣が節を全ふし、美作に謝せんこと心願に候。國家の御大事に至つては、隱居仕候とも御用候はゞ何時にても御前仕るべし。と。美作の態度は立派であつた。主のためになすべきをなし、友のためにとるべきをとらんとするのである。されば公もその心情を察して強て止めず、却てその功を賞して貞宗の短刀並に銀十枚を賜ひ、又自ら「誠者物之始終」と書して與へられ、且嫡子八郎政以に特典を以て二百石を賜り、御中の間詰を仰付けられたのであつた。

善政致仕の後大華と號し、専ら著述に従事し、焉瘦篇・政語・翹楚編等を著し、仕官の意志はなかつたのであるが、その間執政中條至資の消極策に國政日

日に衰へ人心萎微するや、公の懇請と衆望とを負ふて再び出で、藩政の衝に當ることとなり、寛政三年正月、中老職に擧げられ、丸山蔚明、黒井忠寄、神保綱忠等の助力を得て、大いに藩政を改革し、新しく永久の計劃を立て財政の基礎全く確立するに至つた。且よく人材を選んでその職に任じ、誠信を披瀝して之を鼓舞したので、鷹山公も常に侍臣に語つて、祖先以來人材の盛なること今日の如きもの未だ曾てないと喜ばれ、識者又善政は十五萬石に餘る器量ある者だといつたといふ。享和三年十二月年六十九にして病んで卒したが、病革るや月の十八日公親しくその病床を見舞ひ、その手を執つて流涕し、左右を退けて密語すること半時餘、公落涙せきあへず、善政も泣く泣く拜送したといふ。

善政は廉潔の士であつた。その局にある時、私謁を絶ち一物も受けず、曾て鮮魚五尾を置いて歸る者のあつた時、遠村で返す事が出来ないので、庭前の樹木

に之を釣して敢て私せざることを示し、只管その政の正義公正を期したので、政弊特に革つたといふ。然も人に對して人情極めて篤く、孝子貞婦の賞譽せられ、善政のその書立を讀み達するに、深くその行狀に感じて聲涙並び下り、文句も聞き分け難き程であつたといふ。居常人に施すを好み家に餘財を留めなかつたので、常に貧窮甚しく、致仕の後貧困殊に甚しく、酷寒には徳利に湯を入れて僅に寒を凌ぐ程であつたが、隣家の佐藤某の家族皆疫病に罹つて困窮するや、自ら米一俵を贈つて之を救つたといふ。

嘗て奉行職に在る時、鷹山公深くその生活を痛み、一日家計の足しにもと金百兩を與へられたのであるが、善政は、國中窮迫の折柄不肖既に高祿を荷ふ、この上の恩恵を受くるを願はず。願くはこの金を以て、領民撫育の資にあてられよと堅く辭して之を受けなかつたといふ。

善政平素楠公を欽慕し、深くその遺訓を愛して親戚朋友の會同には常に之を吟誦したので、鷹山公は手づから遺訓一篇を寫して之に與へられた。善政大いに之を悦び、平洲先生に乞ふて跋を付け、表装して家の寶物としたといふ。先に嫡子政以に遺書と共に與ふるに楠公の遺訓を以てしたこと、思ひ合せて、その楠公を思慕することの深く且長き事を知るべきである。

嘗て職に在る時、神保綱忠に謂て曰く、足下才學無雙、たゞ惜しむらくは時俗に通ぜず、同議紙に意見を付するに往々漢文を用ひるので、勘定頭等常に解釋に苦しむといふ、以後注意せられよと。又黒井忠寄を顧みていふやう、足下の意見を書する餘りに簡單で、主旨の徹底せぬものがあるやうである。これ亦注意せられよと。忠寄即ち笑つていふ、僕亦大夫に一言せん、可ならんやと先づ許を受け、大夫は常に文才を自負せられ、假初の事にも前置が長くて讀むに

堪へぬ。僕は常に中程より讀んでゐる。以後前半を廢棄せられたら如何であらうと。善政手を拍て批評の妙なるを稱讚し、以後互に戒めたといふ。同志協力和諧の情があらはれて美しいと思ふ。

賢臣の第三に擧ぐべきは上に出てゐる黒井忠寄である。これは尙善政の執政中のことであるが、忠寄はよく會計に任じ、且北條郷の水利に乏しく公の常に之を憂ひ給ふを見、これに大渠を通じ、飯豊山いひてに穴堰を開鑿しようとした。忠寄はこのために案を練り策を立てること久しく、ために人から話しかけられても返事をしなかつたり、人とすれ違つてもその人の見分けが出来なかつたり、自分の門と間違へて隣りの門へはいつて見たりして、人に氣が變になつたのではないかといはれたほどであつた。併しさうして出来た案は大したものであつた。一つは北條一帯の水田灌溉のために、延長十一里餘、所要日數千日、延人

夫約十一萬人、水路の及ぶ範圍三十三ヶ村といふ大事業、今一つは越後境の最高峯飯豊山の一角に、玉川と白川とを墜道によつて開通し、玉川の水を白川に導かんとするもので、同じく日數千日、然も山中の事とて眞夏しか働けぬので、期間十年といふのである。共に公の嘉納するところとなり、工を起して前者を終り、後者又役を起してより四年半にして寛政十一年十一月七日俄かに中風に罹つて急死したので、鷹山公は「誠に珍らしき人物にて、専ら御用に相立ち候者に候ひし處、斯かる事は天喪、我とも可_レ申事、實に國家の不幸にて候」と惜まれ、又

手と頼む眞垣を風に倒されて

かつらは這ふにたよりもぞなき

と詠ぜられてゐる。この工事は善政の子政によつて續けられたが、政以又こ

れに死し、次で大石左膳によつて、前後二十年を要して遂に完成され、米澤無窮の國利となつたのである。

賢臣の第四に擧ぐべきは神保綱忠である。綱忠は早く松伯の門に入つて苦學之れ勤め、十七歳父に従つて江戸に出で、平洲先生の門に入つて勵精研學してゐたのであるが、その十九歳の時である、深く平右衛門の專横を憤り、平右衛門を刺さんとして門を閉ぢて窃に案を練る當綱を訪ふて密談數刻、肝膽愈々相照し、やがて平洲先生聘せられて鷹山公の賓師となるや選まれてその御學友となつたのであるが、後又鷹山公の命に依り平洲先生の嚶鳴館に學んでその學長となり、居ること三年にして平洲先生と共に米澤に歸り、鷹山公の學館を興さんとするや、平洲先生に就いて學館再興の事を問ひ、やがて提學に擧げられ、學政に任じ、藩學の振興に寄與すること頗る多かつた。後又治廣の世子齊憲の師

範を命ぜられ、世尊んで蘭室先生といつて、名をいはず、宴席には必ず上座に推されて、執政と雖も先づ之に禮するを常としたといふ。平素清貧に甘んじ、折には南瓜等を以て漸く飢を凌いだといふ。一日その妻の出産に當り、友人門人相謀つて多少の金を義贈したところ、偶々珍書を見て之を購ふ。妻之を聞いて苦情を訴ふるや綱忠笑つて曰く、是れ婦女子の知る所にあらずと。その苦學力行概ねかくの如くであつたといふ。學に流派を立てず、文學を以て皮肉とし道義を以て骨とし、一派に偏するを以て死骨の肉なきに似たものとした。米澤の學政振興にとり最大の功臣といふべきであらう。

第五章 鷹山公の親政

鷹山公は賢臣を擧げてよく國政をこれに一任した。併し民の父母として、誠の深く愛の強い公の徳は、雲上に照る月のやうに、賢臣の上にあつてその政治を照し、その政治の間から下界にさんくとその光を投げかけた。そしてその光はどれもこれもすばらしい尊さをもつてゐた。

公は襲封の始め、大儉令を出され、奥女中も五十餘人を九人に減せられたのであるが、その時局役を勤めて居た老女が一人の部屋子を持つてゐた。部屋子といふのは、十六歳になる女で、奥方の御側へも召出される者であつたが、これもお暇を出される中にはいつてゐた。老女は江戸家老の色部修理に願ひ出て

いふには、「私老後の力と頼む者は唯この子ばかりでございますから、お暇になつても内々で私の部屋に置かせて頂きたうございます。お扶持料は無論下さるには及びません」といふ。色部はこれを公に申上げたところ、公は別に差支ないとのことであつたので、色部は又これを老女に傳へたのであつた。

然るに公は翌朝急に色部を召出され、昨夜中とくと考へて見るとあれは誤りであつた。といふのは、彼女は年は十六で容色もすぐれてゐる。私も、まだ二十にも足らぬ年若の事故、若し彼女一人を残したならば、世間では必ず私情を以て美女一人を残した、儉約の命令もよい加減なものだと思ふであらう。それでは折角の大儉令も行き届かぬことにならう。彼女をも早く外へ出すやうに申付けよ。といはれる。色部は、御錠ではございますがそれは今更申し渡し悪い。何故なら願つた者は女ながらも御奥の頭を勤めてゐる者、申し渡した者は不肖

ながら家老の私である。一度御許しの旨を私より彼女に傳へ、その舌の根もまだ乾かぬに又かゝる仰を傳へたら、彼女の威信もなくなり私の顔も立たず、第一殿の粗忽ともなり下への信用も如何と思はれる。それゆゑ出来ることならそのまゝに差置かれるがよいかと思ふといふのであつた。公曰く、それはたしかに一理あるが、聖言にも過つて改むるに憚ることなかれとある。私も年少で思慮が行き届かず、誤つたと氣附いたので今それを改めたいのだ。その方が取消を恥かしいと思ふなら、私から直接、私が誤つた、堪忍して外へ出してくれと頼まう。此の度の大儉令の意の如く行はれるためには、内輪で老女へ誤をいふ體裁事位何でもない。國をも持ち續け得ず、人民をも救ひ得ないで、御先祖に對し又天下後世に對して申譯ない事こそ莫大の恥辱であると思ふ。正直に私が誤つたといつて老女に詫びてくれといはれるので、色部もこれを傳へて遂に彼

女を外へ出させたのであつた。この時公は十七歳である。十七歳の青年にして家老や老女を相手に、情實にかられず、行き懸りに捕はれず、信念に忠實に、遲疑するところなく、一路方針に邁進されるところは實にたゞ人ではない。

この時の女中の減員については、その外にも問題はあつた。即ち當時の女中の過半数は、重定の正室（尾張宗睦の妹）の輿入の際尾張家から連れて來たものであつたので、家老の色部照長は、これを減ずることの困難なことを申出てる。併し鷹山公は、國のための儉約である、それならば私の方で處置しようといふので、早速直書を以て、意のあるところを述べて、お返ししたい旨を申入れたところ、尾州家では至極尤もなこととして快く承諾してくれたのであつた。つまり公の誠意と勇氣とが問題を解決したのである。

明和四年十七歳にして家督を繼いだ公は、四月二十四日「民の父母」の決意

を歌に示し、八月一日治國の誓詞を春日神社に、九月六日大儉の誓詞を、九月十三日大儉に關する君臣同盟の誓詞を白子神社に奉納し、同十九日大儉の令を下し、自らも一汁一菜木綿服と定め、御召料千五十兩を世子の時のまゝに二百九兩に据置き、奥女中五十人をも九人に減ずるなどして叡意藩の再興を圖られたのであるが、革新に快からぬ舊勢力、節儉を快しとせぬ舊思想が對立してゐて、公の熱誠にもかゝはらず、急に勵行されるやうにはならず、藩政の前途は遽に樂觀するわけには行かなかつた。

然るに明和六年正月廿八日には幕府より突然西丸御手傳御普請を仰付けられたので、公はいかにも當惑されたらしく、この時公の執政千坂高敦・色部照長・竹俣當綱に與へた親書、並に三月國中に布達された直書に依れば、民の安堵と幕府への奉仕に、如何に若き公の苦悶されたかゝ想像される。それだけ公が決

して單なる藩主でないことが窺はれる。前者にいふ。

今般存じ寄らず西の御丸表奥御修履御手傳仰付けられ、本望ありがたき仕合せに存じ奉り候。しかしながら兼々各々申し聞かれ候通り、當家甚だ困窮の節、御普請仰せ付けられ候儀、甚だ以て國家の義心許なく存じ候。右に付各々申す迄は無之候得共、心力を盡され、度々も無之御普請滞りなく相濟み候様に、宜しく評判取量給ふべく候。偏に國民の力を合せ、當家無難の處憑み入り候。

と、然して後者即ち國中へ示された直書には更に明に公の苦悶と民を思ふ至情とが、紙上に躍如としてゐることが知られる。同書にいふ。

この度存じよらず、西御丸御普請御手傳仰せつけられ候儀、難有仕合に候へ共、かく衰へ候上に仰付けられ候事千萬歎かはしき次第申すばかり無之候。

此事目前に相見へ候事故、去々年重き儉約を申出し、一汁一菜綿服と申程の義も致候。元より國家長久、安民の事を相願候故、かく迄衰へ候人民を、子とし養ふ身分に何の榮華を希ひ候はん哉、唯人民の艱苦を見て、身獨り樂まざと云義を天道へ申さん爲に、斯は覺悟をも相極候。

他家より重き御家を相續致し、當時位高き身分にて、誠に面目に存ずるからは、せめて此國家を再興致度、此事日夜忘るゝ隙もなく心を苦しめ候處、此度斯る仰せを蒙り奉り候義、先年よりの覺悟とは申し乍ら、今更途方に暮れ候計りに候。

國の民は我子にて候。我子の物を貪り子の泣くを悦ぶ父は有間敷候。……人民の苦しみ候儀忍び難く候へ共、夫を厭ひ候て御普請成就無之時は、同じく國家は相立たず候。逆も叶はざる時節に候へば、面々宜しく覺悟を極め、忠

勤を勵み、通れ此御家を相立候儀偏に頼入候。只々人民の撫育こそすべき身が、かく苦しめ候儀、國君の甲斐なく面目を失ひ候事に候。

と。いかにも困窮と當惑と愛民の至情とが明瞭に讀まれるではないか。依つて有志はこの趣意を體して評議を重ねたので、分に應じての出金の外、重定亦諭達に感じて三百兩を支出され、有志の出金上納あり、九月三日國役普請を願出で、十月九日落成、十九日江戸發駕廿七日目出度初入部となつたのであつた。

初入部については又幾多の美談佳話が残され、前項でも記したやうに、興中煙草盆の火に米澤の再興を占はれる等のこともあつたのであるが、次に十一月三日初入部の禮の時の事である。従來は初入部の祝には料理と酒とが振舞はれるのであつたが、大儉の際の事ではあり、この度は赤飯と酒とし、その代り、先例を破つて足輕其他の小身の者共へも、「何れも出精相勵み勤め呉れ候へ、酒

遣し候、緩々たべ候へ」と直接詞をかけられたのであつた。これは豫め重定の諒解を得てしたことであつたが、家老や近習の中には、尙家格を軽くするとて反對する者もあつた。すると公は、「天下の御大事火急の砌りにも、これは輕い歩卒だからとて下知する事を延引するだらうか」といはれたので、人々返す言葉がなかつたといふ。

入部の先には又新しい困難が公を待ち受けてゐた。即ち初入部に對する恒例の上覽鐵砲につき、十二月廿一日馬廻組より先勤の下知を請ひ出たのがそれである。上覽鐵砲とは、鐵砲が軍用第一の事として重んぜられ、寛永元年定勝の時、隸山に於て始めて上覽あり、爾後動もすれば先勤の争があるので、數代の間一年交代といふことで來たのであるが、それがこの度又勃發したので、然もこの度のは従前にない深刻なもので、馬廻組（上杉家譜代の士）、五十騎組（景

勝の實家長尾家の武功者)各々先勤を主張して下らず、遂には親友も交を絶ち、縁組あるものは父子兄弟の會合を止め、甚しきは妻を離別する夫もあり、切合か脱藩かといふ切ばつまつた状態に立ち到り、執政も手の出しやうがなかつた。

公は兩手宰配頭等に登城を命じ、懇に説諭を加へられて、「先勤は士の常ではあるが、兩組は自分にとつて左右の手の如く大切のもの故、主人の心になつて是非を考へて貰ひたい。凡そ君は臣を頼み臣は君を頼んで君臣和合し、いざ鎌倉といふ時には、左右に兩手を備へて大敵を踏潰さう。その時には何れの一手も捨て難いもの、然るにいつまでも先勤を争つて亡國の一大事に及ばず、兩手は何れの國で先勤を争はうとするのか。木曾の檜は摺合つて火を生じ一山を焼き倒すといふ。父子兄弟まで相争ふとは餘所目には笑止であらう。よく／＼思慮を盡して和順の道を講じてほしい」と赤誠を披瀝されてゐる。併しそれでも

容易に納まるけしきもなかつたので、執政は事こゝに至つては廢止の外道なしとまで上申したのであつたが、公はその後尙誠心を披瀝して數次の折衝を重ね、又親しく仰諭されたので、遂に、「先より進んで後勤を申出でるが國家に對する忠信である」との議起り、互の讓歩により、従前の順番通り五十騎組先勤ときまり、圓満に落着いたのであつた。これ全く公の至誠と熱心の致すところ、執政も手を拱いて爲すところを知らなかつたのに、彈壓もせず、妥協もせず、恩威の中に和解を得、爾後争端の根を絶つたのは實に公の徳の致すところといはねばならぬ。然もこの時公は僅に二十歳早々のことであつたのである。

越えて安永二年、公二十三歳の六月二十七日には、その難事に於てこれに増すとも決して劣らぬ大難事が起つた。それは七老臣の強訴事件である。乃ち奉行職千坂高敦・色部照長、江戸家老須田滿主、侍頭長尾景明・清野祐秀・芋川

延親・平林正在等、上杉家累代の名門にして一藩の重臣たる七氏が同日朝六ツ時（午前六時）連袂登城し、竹股當綱の彈劾狀を奉呈し、當綱を退けらるゝか七氏の辭任を許さるゝか、即刻御意を承りたいとて四ツ時（十時）に至つて尙退かず、その状頗る暴戻なるものがあり、公の座を立たんとするや芋川その裾を捉へ、將に大事に及ばんとするを隣室に控へてゐた小姓佐藤文四郎の氣轉により、したたかにその手を打つたので芋川その手をはなし、その隙に公は去つて重定に告げたので、重定來つて之を叱咤し、纔に七老臣を退下させたのであるが、この時既に九つ（正午）になつてゐた。

公はこれに對しても亦この後誠意と慎重とを旨とし、或は深夜御堂に參拜して君臣和合を祈願し、或は使を遣して和衷出仕を懇諭し、或は監察職大目付等を召出して理非を下問し、かくして八方手を盡した後七月一日夜に至つて七人

を召喚し、切腹の上家苗斷絶、隱居閉門知行減額等それ〴〵罪に應じて處斷し、且は家臣軋轢の根を絶ち、且は上の威信を十分に示されたのであつた。これ又公の至誠と明斷の顯現でなくて何であらう。

安永三年四月三度目の歸國の際の事である。江戸を發して十日餘り、行列は城下も間近く城外山上福田大橋にさしかゝつた時、公は突然馬より下り、親から橋下に至り、兩手を捧げて之を拜し、是れ實に衆士の力なるかとして感賞一方ならず、且橋畔の諸士に、手傳ひ過分に存ずると禮して、徒歩で橋を渡らうとした。左右の家臣が驚いて之を制すると、公は、諸士の手になつたこの橋を馬蹄に汚されようかとて遂に徒歩で渡られたので、家臣も諸士も感激の涙に暮れたといふ。橋は先程の洪水に破壊したのを諸士の手傳によつて漸く修理の出来たばかりであつたからである。尙大手門に於ける橋を渡る時も亦同様であつた

といふ。

安永三年五月六日、荒蕪開墾地、下長井御巡覽に當り、豫め沿道の村々へ仰達せられた心得書には

- 一、道筋一切掃除に及ばず
- 一、通行の村々盛砂無用のこと
- 一、田畑の勤の者は通行の際も、簑笠脱ぎ農業を止めること無用のこと
- 一、橋々新に掛替に及ばず
- 一、宿下宿共一汁一菜たるべきこと、その賄料は定法の通り相渡すべきこと等示されたのであつた。これらはすべて忙しい百姓に、暇と金とを費させまいとの民の父母の心に出られた、深い思ひやりの心からであつた事いふまでもない。こえて安永六年、廿七歳六月廿三日の事である、二三日の大雨に城東の松川

が洪水で、山上の大橋を始め其の下の橋々も盡く流され、人家の被害も多く、殊に割出町の地窪の處は人家盡く押流され、只一軒残つた家の屋根の上へ多勢避難してゐたが、これも最早危しとの事に、公は早速出馬を命じて馳せ出されたのであつた。俄の事で供奉の者も揃はなかつたが、公は割出町へ乗つけ、漫々たる水中に乗入れ、自ら水防の諸勢を下知したので、人々も身命を顧みず乗入れ、働いた。それで、始めの中は逆も手に及ぶまいと思はれた屋上の人々も、危き命を助かることが出来た。敢爲の執政竹俣當綱も、公のこの熱誠と勇敢とにはほと／＼感に堪へず、自らを勵ましたといふ。

これは明和八年公廿一歳の時のことである。その六月は非常の早害で、水涸れ、田裂け、稻枯れ、百姓何れも愁嘆に暮れてゐた。公は諸所の社寺に命じて雩祭（雨乞ひのまつり）を行はせられ、親ら又御堂に雩祭を行はれたが更に效

験としてはなかつた。依て五日早朝近侍數人を従へ草鞋をはき、徒歩で愛宕山に登り、降雨を祈願せられた。すると間もなく一天俄に曇り驟雨沛然として降り來つた。公は雨中を傘もささず喜んで下山された。左右の者が長柄の傘を翳しかけやうとすると公は、「今雨を祈つて雨を得た。ぬれることなど厭はれやうか」といはれたといふ。これより雨降ること一日一夜、稻と人と共に蘇生した。

超えて十二年、天明三年は霖雨やまず、氣候冷濕のため奥羽地方空前の飢饉に陥り、翌四年も同様霖雨連句で暑氣更に發せず、安永三年以來蓄へた米も昨年の救恤に使ひ盡したので、公は愈々憂慮に堪へず、六月十一日より御堂及び春日・白子兩神社に於て五穀成就の大祭を行はせられ、且親ら二夜三日の斷食參籠を修せられたのであるが、不思議にも此の月十日まで降り續いた大雨が、十一日には晴れ又雨、十二日晴れ後曇り、十二日の結願の日に至つて、雷鳴と共に

に雲霽れ暑氣も急に加はり、これより日々の大暑となつたのであつた。公の至誠が天に通じたといふのであらう。

又寛政三年には三ヶ年に亘る大儉を行はれその心得を示されたが、その中には、實に左の如き箇條が示されてゐる。

- 一、夜具布圍の類三ヶ年新調せぬこと。破れたらば繕ひ、汚れたら洗濯せよ
- 一、着物は粗末の品無造作の品で我慢せよ
- 一、食事は魚鳥は三度に一度とし、二度は軽い野菜類一色で調理すること
- 一、出先での食事は勿論、期約の食事も常の通り一菜のこと、酒肴は有合せのこと
- 一、贈物は到來の品有合の品又は圍圍の菜葉に限ること、輕少のものも態々用意せぬこと

- 一、三年の間作事一切差控へること
 - 一、献上の品は三年の間はすべて中止のこと
 - 一、但年中大儀賞賜或は手當に准ふ類はすべて従前の通りとし減少せぬこと
- 等。超非常時の今の民の心得にも合ふまことに徹底したものであつた。

次には開墾殖産備荒に關する公の苦心を掲げやう。その第一は安永元年三月城西遠山村に於ける藉田の禮である。公は藩内田園の荒廢甚しきを見て大いにこれを嘆かれ、開墾耕作の重んずべきを知らしめんとして、この日早朝御堂（謙信公の遺骸安置のところ）及び春日、白子兩社に參詣され、支那周代の勸農の儀禮に倣つて、先づ公自ら鋤を執つて三撥し、執政は九撥、郡奉行は二十七撥、代官以下村長まで各々三倍の數を以て開墾したのであつた。米澤の地民荒み地荒れて耕地は少かつたのであるが、これより百姓皆奮つて開墾耕作に従事し、

大いに國力増進の基をなすに至つたのである。

因に藉田とは、支那で天子の土を踏み給ふ儀で、天子は一撥、公は三撥、卿は九撥と規定されて居るので、公も三撥より始められたので、そこに公の學問の活學である所以があるのだと思ふ。尙安永四年七月水戸大日本史書寫を命ぜられ、寛政元年正月去年禁裡炎燒に付獻金あり、後に文化十四年九月二十二日、仁孝天皇御即位の大禮に、幕府の大儉の趣旨に従ひ諸藩の使者相議して御進物省減の事を謀つた中に、米澤藩江戸家老島津親忠は、御即位の大禮は他と比すべきに非ず、且主人の命令は私に改むべからずとして獨り肯んじなかつたといふ如き、この時の米澤藩主は、治廣隱居して齊定の代であるから、こゝに所謂主人とは多分齊定のことであらうが、これが鷹山の精神であり、米澤藩公乃至米澤一藩の精神であつたと見ることができやう。

殖産については曩にも述べた如く、竹股當綱以下の執政に任じて大規模の計劃を實行されたのであるが、公も亦食服の費用の中より五六十兩を減じてこれにて桑苗を買求めて藩民に與へ、又岩代の伊達地方より教師を招聘して蠶の飼育を學ばしめられ、京都から職工を招いて絹織物業を發達させられた。これが今日米澤織としてこの地方の主要産物となつたのである。其他仙臺より山鹽製造の技術家を招き、相馬より陶工を聘し、伊達より紙製造人を雇入れ、奈良より墨製造の職工を招き、筆の製造は京都に人を送つて之を學ばしめられ、又刀鍛冶や火藥製造をも奨励されるといふやうに、各種の産業の發達を計劃された。今日米澤は鯉の産地としても名高いのであるが、これも鷹山公が薬用にと相馬地方より買入れて養はれたのを初めとする。これらの産業は一般庶民の外士族にも奨励されたので、米澤では今尙機業の如き殆んど士族の手にあると言ふ實

狀で、士族は漸次勤勞の習慣を養はれ、女子の如きも従來は琴三絃等の遊藝に耽つて居たのを、公は大奥に於て先づこれを止めて養蠶を奨励されたので、一般士族の女子も大いに其の風習を改め、何れも勤勞的に働くやうになつた。働けば腹もへる、粗食でも非常にうまく食べられるので食物の贅澤をする必要がなくなる。一汁一菜で事が足るので自然節約も出来る。又働くから立派な着物も不用になり、粗衣粗食で満足されるやうになる。かうして節約と殖産が一舉に出来るやうになつた。

備荒救急については、東北の地由來天惠豊ならず、凶荒災厄シキに臻いたり、徳川時代に入つて公以前の大凶作だけを擧げて見ても、家光の寛永十八年、家綱の寛文八年、綱吉の元祿八年、家重の寶曆五年、同七年とあり。その間旱害・水害・冷害・風虫害が頻發するので、これが對策は非常な重大事であつたにも不

拘、何れの藩でも用意不十分なる状態であつた。對策には種々なる方法があるであらうが、その最大なるものは水利をはかること、備荒の貯蓄貯藏をすることである。公の時代になつても明和八年、安永二年の旱害、天明三年の冷害大凶作、隱退後治廣の代に入つて、天明五年の旱害、同六年の冷害、享和元年の旱害、といふやうに實に屢々繰返されてゐる。そして公以前にはその度に百姓は非常の難儀に陥り、或は襲撃・掠奪の暴動となり、或は流浪病死となり、餓死するものも數百人の多きに及んでゐるので、公は安永三年六月二十一日穀藏屋敷内に常平倉五棟を新設して穀數千俵を貯へ、郷村にも郷倉を新築してそれ／＼人數に應じて貯穀させ、後又川井小路に新倉を建て、別に大小諸士に命じて知行に應じてそれ／＼備へしめた。このために天明三年の大飢饉にも、隣國には盜賊一揆蜂起し、餓死・流浪者の續出したのに、米澤のみは更にその事が

なかつたので、幕府もこれを不審とし、他領の者はこれを羨んだといふ。

かくて公の備穀の苦心は見事に人命救助の大功を奏したので、翌四年よりは改めて備穀の新計劃が立てられ、五十年後の天保四年の大凶作にも幸にして事なきを得たのであつた。そしてこの計劃は天保以後も引續き實施され、明治四年廢藩の際上杉家東京移住に當り、留別として士族一統へ備穀十萬俵を惠與せられ、又明治九年米澤館山製糸場創立に際しては、齊憲公は貯藏米を賣却して金壹萬圓を出資せられる程であつたのである。

次には文武の奨励であるが、公も亦文武は車の兩輪鳥の雙翼の如く、相並んで經世治國の要道とし、明和八年五月賓師細井平洲先生を招聘して學を講ぜしめ、八月には元祿十一年以後八十年來中絶してゐた釋奠を再興し、公親ら之に臨んで直祭を行ひ、安永五年には學館（綱憲の代に始めて聖堂及び講堂を建て

その後中絶してゐたもの)を再興し、平洲先生に依て興讓館と名づけ、翌年又平洲先生を招いて文教の作興につとめ、武道も亦明和八年十月國中諸士の武藝を上覽せられたのを手始めに、弓・馬・刀・槍・銃・砲等を奨励せられ、公も亦自ら武術を錬磨せられ、親しく範を示されたので、尙武の氣風勃興し、露艦の來航に北邊騷擾の風説あるや、武器の手入備付を嚴にすべきことを命じ、かくて文武兩道並び進むことゝなつた。

鷹山公は右の如く種々の方面に着々施設經營を進められたのであるが、醫師醫藥の少きため、民の病苦に悩むもの多きを救はんとし、寛政四年郷村に醫師を置き、これに宅地を賜うて優遇し、江戸より本草學に通じ、兼ねて製藥の方法に精しき佐藤平三郎を聘して藥園を開き、同時に醫師中より人材を選抜して藩費を以て藥草の栽培製藏の方法を學ばせ、翌寛政五年十一月には御國産所内

に初めて醫學館を建て、これを好生堂と名づけられ、越えて文化年中には侍醫及び醫師中の篤志者を江戸に遣して蘭醫を杉田玄白に學ばしめ、又玄白に依つて外科器械を購入して好生堂に下附し、醫術の奨励につとめ、名醫輩出の基礎を作られたのであつた。

公は又敬老並に人口増殖についても深く考慮を費され、寛政四年十一月廿八日、郷村に宛て、

一、年老たる者は、心を用ひ力を盡して大事に取扱ふべきである。よつて七十以上の者には、村方申合せて、いたわり手當してやれ。九十以上の者は又格別の心遣をせよ。九十以上の者へはそれ〴〵一人扶持を與へる。(早く安永六年に九十歳以上の高齢者を城中に饗したことがある)。

一、幼稚の者は、父母の慈しみがなければ成長し難い、よつて十五歳以下の

子五人持った者へは、末子五歳迄一人扶持を與へる。

一、妻を持つべき年齢に妻なく、夫有るべき年齢に夫のない者には、村方心遣して、めあはせてやれ。

若し田畑が少いとか、家内が多くて、婢を取り嫁を取る事の困難な時は、割地の一部を渡すとか、荒地の開発をさせるとかして別家させるやうにせよ。この際には家作料を給與し、三年間免租とする。

といひ渡され、且十五以下五人目の末子へは御祝として白木綿三反を下賜され、極貧にして裸衣を持たぬものには金壹兩宛を給與され、同時に代官へ宛て、村役の者共へ、時々懇に申含め、男十七、女十四より、男二十、女十七の内必ず結婚させるやうにし、時服錢のない者には貸渡すやうにせよと達せられ、町家へも右の郷村と略同様の達を出されたのであつた。

かくて領内に於てその年齢に達して未婚の者あるは村々の不名譽とし、協力して結婚させるやうになり、こゝに公の苦心は見事に結實することゝなつた。

尙享和元年二月には五人組制度を立て、五人組を二つ合せて十人組とし、その上に一つの村を置き、隣接する村と村とを合せて一つの組合村を作らせ、隣保互助の風を興させようとし、次の如き規約を仰出されたのであつた。

- 一、五人組は常々睦しく交つて苦樂を共にする事家族の如くすること
 - 一、十人組は親しく出入して家事をも聞く事親類の如くすること
 - 一、一村は互に助け合ひ、互に救ひ合ひ、頼もしき事朋友の如くすること
 - 一、組合村は患難に當つて互に助け合ひ、隣村好しみの甲斐あること
- と。これも今の隣組制度のよい先例である。

凡そかやうな政治を行ふこと約五十年、このため藩政は革新され、財政は全

く充實して、文政五年三月公は七十二歳で亡くなられたのであるが、翌六年秋には新舊の借財殆ど全部を償還し、尙軍用金五千兩を金藏に蓄藏する程になつた。依て齊定は御堂に於て、公並に治廣の尊靈に祭告し、功勞者に褒賜し、又領内各村の肝煎二百四十餘人に御祝として樽を賜ひ、その根本は莅戸善政の功勞に依る所大なりとしてその牌面に銀十枚、その推薦者中條至資の牌面に銀五枚を賜ふ等のことあり。尙齊定は執政長尾・大石兩名を召し、今日の大悦も畢竟は元徳院様（鷹山公）・享徳院様（治廣公）永年の御功績の顯はれで、今日世に在らせ給はゞ何程か御喜び遊ばさるべきに、僅に一年の事でこの盛事を見給ふに及ばなかつたことは、残念この上もない。この幸福を思ふにつけても、遺法を守り、愈々四民を安んぜしめる様つとめたいと申渡されたのであつた。

かくて天保七年・安政元年・文久元年には老中連署を以て褒賞あり、善政天

下に聞え、全國より來つてその治教を學ぶ者が引きもきらぬ様になつた。

吉田松陰も嘉永五年二十三歳の時、東北を旅行されたが、其の旅行記に、諸所の關所を通る時には、金を出せば手續が簡單で容易に通過出來たが、津輕と米澤とでは金を出す必要はなかつたと記して居るが、かやうな士風も鷹山公の遺徳であると思ふのである。

米澤藩はこのやうに全く面目を一新して再興出來たので、維新の際には各藩は財政上仲々苦しかつたのであるが、米澤は鷹山公のおかげで大に幸福であつた。明治四年上杉家は東京へ移住されたが、その際には毎戸に十兩、士族一般に十七萬圓の外、先にも記したやうに、一般に備籾十萬俵を賜つたのである。最後に公の仁慈に關する逸話の二三を挙げよう。これは寛政の頃のことである。御預所屋代郷の豪民平主計といふ者が雙子の女兒を産んだが、土俗のいひ

習はしに、同性の雙子が生育すれば兩親へ祟るとの事に、可愛相にとは思ひながら、家族たちはその一人を失はうと思ひつゝ、さて愈々となればそれもなし兼ねてゐる中、どうした事からかそれが公の耳に入り、公は、それは目出たことだ、祝儀をとらさうと樽肴などを下賜されたので、主計は思ひ掛けぬ賜物を戴き、忽ち元氣を取直し、親戚近隣を招いて、御下賜の品を開いて内祝ひをして悦んだ。雙子は無事に成長した。公の思召を知るにつけ何か報恩の印しにと姉妹で思案の末、二人手づから綿と紅花とを栽培し、糸繰・染色・機織皆人手にかけて、紅染の木綿布圍を拵へて役筋を経て届出て來た。公は奇特な志を快く受けられ、終身これを用ひられたといふ。まことに聞くもめでたい話である。

何時の事か、菱御門で御小道具の者が蹶いて、重代の波平行安の長刀の柄を

折つたことがあつた。大切の御道具の事とて恐れわななきつゝ御供頭へ申出たので、その由を申上げると、公は、長刀は非常の時の備であるのに、朽ちたのを知らないでゐては大事であつた。誤つてこわしたのは却つて幸であつたとお咎めはなかつた。

御小姓頭の香坂右仲が、或時小納戸口へ刀を置いたのを、さりとは知らずに小納戸衆の某が踏んだので、右仲は大いに立腹して、その分にはなり難しと高聲に罵る、小納戸は大いに驚いて、眞平御免とひれ伏して詫びる、右仲は併し承知せずして家老へ申出るといひ張り、將に立んとする所に、御召とあつて右仲御前に出れば、何事ぞと仰せられる。直に言上すべき事でもございませねば、やがて御家老中を以て言上いたしませうといへば、いや、實はあらましをこゝで聞いた。私も嘗て江戸在府の砌奥にて酒宴の時、呑み兼ねて後に置いた盃を

給仕の女知らずして踏みこはしたことがある。大殿様より頂いた盃故甚だ腹立つて、早速召放たうかと思つたが、いや／＼盃は前に置くべきもの、知らずして踏み破つたものを怒るべき筋でないと思ひ返して、座輿にして濟せたことがあつた。今その方の刀も同じである。達て詫び言するならば堪忍してやれと仰せられたので、香坂は恐れ入つて退く。小納戸これを聞き、手を合せて拜み、前後も忘れて涙に咽せんで泣いてゐたといふ。

或る年在府の時の事である。挑灯男と看板を掛けた見せものがあつて、下唇の長い男が、その唇を執つて鼻を蔽へば鼻が隠れて顔が短くなり、唇をはづせば又常の顔となり、恰も挑灯の張りつた／＼みつするが如くであるよりその名を得たもので、昨日は彼處に今日は此處にといふやうに諸所に出で、珍らしく評判されてゐた。お屋敷の者の見て來ての話によれば、正しく何村の何某である

といふ。公はこれを聞かれて、たとえ不具の生れつきでも手足があれば、それ相應の業もあらうに、面を晒して見せ物となるは、さぞ口惜しいであらう。畢竟生活のためであらうが不便のことである。早くその賃錢を與へて歸らせよと仰せられたので、男は恥を免れて國に歸り、家業についたといふ。

明斷と仁政と、聞くもゆかしい美談に充ち満ちてゐるのが、鷹山公の人柄であり政治であつたのである。

第六章 治民の精神と其の實際

公は領地領民を如何に見て居られたのであらうか。それは天明五年二月六日公隠居治廣襲封に當り、公より治廣に傳授された人君の心得三箇條（この書は後に文政五年九月十一日、治廣臨終の際、齊定に譲られ、爾後子孫代替の時、公襲封の時の民の父母の和歌と共に授受せられる例となつたので、世傳へて之を傳國の辭といふ。これに依つて見れば、米澤藩治國の精神は一に鷹山公に依つて始められたものといへる）に

- 一、國家は先祖より子孫に傳へ候國家にして、我が私すべき物には是なく候。
- 一、人民は國家に屬したる人民にして、我が私すべき物には是なく候。

一、國家人民の爲に立たる君にて、君の爲に立たる國家人民には是なく候。

右三條御遺念有間敷候事

天明五巳年二月七日

治憲 花押

治廣殿机前

とあるにて知られる。公は自己の心得を語つて、「米澤の人民は全く予が臣に非ず、上杉の家來なり」といはれてゐるが、それは、他家より入つた遠慮からかとも思はれるが、立派に重定の實子である治廣に教ふるにこの言を以てしてゐるところより見れば、公の領地領民觀は全く、私領私有の念を離れて家領家民の思想であつたことが知られる。こゝに「民の父母」としての親心と合して、民を粗末にせぬ、政治を慎しむ、等の眞劔な思想の出て來る根據があるのであると思ふ。

この故に安永五年、二十六歳、世子治廣、十三歳、を同道參府せらるゝに先立ち、世子の近侍へ輔導の心得を示された「輔儲訓」には、先づ

一、大凡人君の通弊は、玉籾深き中に長養し、富貴に沈淪せしめ候間、おのづから世事の艱苦なることをも辨ぜず、下民の饑^{ウツ}しきにも疎くこれあり候。是よりして驕泰の情日々に長じ、奢侈の心月月に盛にして、いつしか天職に供し候大切なることをも忘却せしめ、先祖より受け継ぎ候社稷（社は土の神、稷は穀の神、これより轉じて國家の意となる）人民をも我が物の様に心得、下を損して己に益し、諫諍を遠ざけ諂諛を近づけ、終には家國を亡し候事にも成行き候。是れ性來の惡質なるにもこれなく候へ共、習慣の然らしむる處に候。故に古より世子を輔導致し候事は士禮を以てすとこれあり候。恭敬遜讓を第一に示し候事に候。昔は天子の太子と雖も、大學校

に入りて國民と齒讓（年齢を以て相讓ること）し、士に均しく禮を抗して其の情を卑うし、或は闕を過ぐれば下り、廟を過ぐれば趨るともこれあり候。世子の貴き身柄に候へども、猶上に君あり、父あり、長ある事を示し先に賤しうして後に貴き事を知らしむるの教に候。臣子の道を能く了解致し候上にて、僅に君父の道をも知り得る事に候。是故に今日世子の内は、何事も恭遜を專一と致し候事にこれあるべく候。云々。

一、千萬句も入らず、唯人君は學術に止り候。古今の治亂・世の盛衰・和漢の制度・人物・物理をも通知するにこれなく候ては、治國安民の大業は成し難き事に候。是を知らんことは學術に止り候。學術とは古聖人の道を稽古致す事に候。其の道を稽古致し候には、書を読むより外の業はこれなく候。唯々學術出精これある様に教誨これありたき事に候。

といひ、寛政元年（三十九歳）三月「時雨の紅葉」と題して、同じく治廣（二十六歳）に贈られた書には、

一、「堯舜天下を帥るるに仁を以てして民之に従ひ、桀紂天下を帥るるに暴を以てして民之に従ふ。其の令する所其の好む所に反して民従はず」（大學）とこれあり候。下は上の帥る次第なるものに候。唯其の下に令する所、上の好む所に反し候へば、必ず従はざる事に候。「上の好む所下之より甚し」ともこれあり候。夫れ如何にと申すに、亂舞遊藝を好まれ候君は、おのづから其の道に携はり候人を近づけ親しみ、諸事の取行ひ兎角は其の好む所に落入り申候。是とても、文武忠孝の教令はこれあり候へども、文武忠孝の者よりは亂舞遊藝の者進み易く、時の取はヤしも宜しく候へば、下は其の教令に従はずして、其の上の好む所へ趣き候事に候。況んや學問は人の

人たる道にて、上もなき事にて候。上の尊崇厚く眞實にこれあり、今日の政教皆此の中より出で候事にて、國中學文はなくては仕官も叶ひ難き程に存じ込み候はゞ、何ぞ下の學問に趣かざると申す事のこれあるべき。斯くの如き人情に赴き候時は、學館は其の稽古所にて候へば、おのづから盛に成り行き申すべく候。若し此の所行き届かず、上の尊崇薄く、今日政教の上聖人の道も他の技藝に齊しく、其の道を學び候が儒者の仕事と相成る事に候はゞ、假令幾學館の世話これあり候とも、古人の所謂「牛首を門に掛けて馬肉を内に賣る」（晏子春秋）と申すものにて、區々たる館中より一國を風化せしめ候こと、中々及びもなき事なるべく候。

と記されてゐる。何れもまことに慈味に満ちた世子輔導の心得といふべきであらう。

然らば公は地方行政の實際には如何に之を具現されたか。

明和八年十二月、公廿一歳、重臣毛利雅元を郷村頭取、大石尙綱を次頭取に、長井高康・永井貞則を郡奉行に任用し、その下に上士中より數名を拔擢して之を次役に任じ、行政事項の全責任を與へたのであるが、その時公は親しく筆を執つて郡奉行永井貞則に書を與へていふ。

赤子の生るゝや知識あるなし。然るに之に母たる者、常に先んじて其の欲する所を意得す。其の理他なし、誠然るのみ。誠は愛を生じ、愛は智を生ず。唯其れ誠なり。故に及ばざるなし。吏の民に於ける、何ぞ此と異ならん。誠に民を子愛するの心あらば、則ち其の才智の及ばざるを患へざるなり。

と。又竹股當綱を以て郡奉行に渡された勤方心得の中には、

一、民を養ひ生育候儀、父母の子を愛しみ候如く痛はり候儀當職の本意たる

べく候。

一、摠じて下を大切に致候へば、下も亦上を大切に存候者の由、然れば土民

と云ふとも疎略に爲すべき事はこれ無く候。

など記されてゐる。民の父母となることは鷹山公の精神であり、従つて役人にも亦これを求めたのであつた。

又別に、行事仕立方箇條書を仰せ渡され、

治世の道はすぎはひの儀に御座候。すぎはひとは高きも卑きも今日人々の暮し方を申候。世に生れ候程の人、衣を覆ひ飯を食て命を保ち、家を作りて雨雪を凌ぎ候類にて候。

治世は食物にて候。其の致方が悪く候へば家國相衰へ、果ては人々飢えて死に申候。政務の儀之に過ぎ候大事はこれ有る間敷候。是により上に於て一國

の事を苦にし世話にして、其の筋の官職備へて是にまかせ、四民の生を安く治められ申候事に候。(以上は竹股當綱の起草に係るものといふ)。とし、次に

- 一、百姓身持行跡の事、奢を制し農業を勸むるにあり
- 一、教の事、人の道を吞込ませくせ(習慣)にするにあり
- 一、下を扱ふ事、寛猛の二つを兼用するにあり
- 一、百姓の口を塞がざる事

等を記し

民情を知らず候へば何事も行はれず候。人情に叶ひ候事は民従ひ易く、人情に悖りたる事には民従ひ難く候。此を強めて逆ひ候ては百姓心服致さず候故、天下の力にても及ばぬ事に候。此の故に上に立つ人は民の好む處を好み、民

の惡む處を惡む。之を民の父母と申候由、然れば百姓を愛する事は父母の子を思ふ如く大事に扱ふべき事に候。

さて又人情は、能く和漢の事に通じたる上に、其の品々の人に親しみ付合ひて見聞し、一々その人に成り替りて見ざれば隠れたる所は知れ難き者に候由、然れば疊の上に居て民家の情・田地の事をば知り難き事なるべく候。これに依つて村々廻村して、民家の利害を明らめ候儀專要にこれあるべく候。

など記されてゐる。實狀に應じて民を養ふべきことが手にとるやうに窺はれるではないか。

次で明和九年(二十二歳)九月二十三日、領内村邑を十二に區分し、これに郷村教導出役を置き、所轄の村邑に在留して、専ら倫理を教へ農業を勸めしめたが、この時執政竹股當綱をして達せしめられた教導の心得書には、

一、天道を敬ふ事を教へ可_レ申事

凡天道を敬ふと申事は、天地は則人倫の始め、鳥獸草木萬の物を産み育て給ふ事故、天地に事へ奉るを以て人の道とす。夫故に天地の限りなき御惠の心に從ひ、人に對して情け深く、物を憐むを以て心とす。此事を教へ度事に候。と書かれた後に、

但人に天を敬ふ事を教へ候には、先づ我身天道を敬ひて、是を百姓に教へ度事に候。

と書き添へ、

一、父母に孝行の事

此段は委く不_レ及_レ申、父母は我身の本にて父母をければ此身も無之候へば、常々父母に事へて顔色を和らげ、能々愛敬するを孝行と申候。愛とは父母を

いとおしみ、敬とは父母を敬ひ大事にする事に候。孝行は天の恵み給ふ所、人も亦憐む所にして、身にも幸ありて家の榮ふる始に候へば、能々教へ度事に候。

の後にも「但人に孝行を教へ候には、先づ我身孝行の志を立て可_レ教事に候。」と記し、

一、家内睦じく親類親しみ候事

此段亦誰も知りたる事に候へば、申迄も無之候得共、兄を敬ひ弟を憐み、老たるを尊び友の交りにも信を盡し、一村和睦して人の爲め疎に不_レ思様に教へ申度事に候。

と書いた後に、同じく、

但人に此事を教へ候には、先づ我身に能く此事を心得、人に交り厚く、身

を愼み候て不_レ教時は、百姓心服致間敷候、云々

と記されてゐる。教導には教導者自身先づ之を實行してゐるべきこと、こゝにも卒先垂範君臣同行の公の主義がそのまゝ現はれてゐるのが見られる。

公は又廻村横目なるものを設け、上士の中より六人を撰んで之に當らしめ、諸郷を巡察して姦宄を摘發し、罪惡を糺明せしめた。公はこゝでも出役と横目に教へて、

出役は地藏の慈悲を主とし、内に不動の憤怒を含むべし。

横目は閻魔の憤怒を表し、内に地藏の慈悲を含むべし。

といはれてゐる。共に地藏の慈悲を求められたのは、又民の父母たる心を要求されたもので、この趣旨に依り出役はよくその治下の民を愛し、その管下より横目に罪惡を摘發せられるを以て自己の不徳不名譽とし、横目は又正義を守つ

て動かなかつたので、人民は出役の仁慈に感泣しつゝ、横目の嚴正を恐れ、寛猛相濟して、民俗日に革まり、姦民蹤を收め、孝悌風をなし、義勇公に奉ずるの心勃然として起るに至つたのである。

或年收穫期に、諸村より不作を愁訴して作引の檢地を願ふ者が多かつたので、農官は實地視察に出たところ、實は惰民共の口實に過ぎなかつたので、嚴しく吟味を遂げ、後々の懲らしめにしようとして上聞に入れたところ、公の訓達は次の如きものであつた。

多人數の内には斯様の姦民も之あるまじきにこれなく候へども、此の心を以て民に向ひ候者は、必ず顔色を損じ、詞を荒くし、上の仁惠を民へ施すの筋なく、下民の心をよく結ぶの道を失ふべく、且其の吟味も届くまじく候。(中略)、慈悲ばかりにて姦民に欺かれ候事にては相濟まず候へども、誠心を以て

民に向ふと、僞心を以て民に向ふとは、甚だ譯のこれある者に候。實に情農に相違なき者は、村役肝煎に能々教諭を加へさせ、來年は力田致し候様に心遣ひ致すべき事に候。左はこれなくて責め懲すと申候は、酷吏の情態にて候。

といひ、文化元年農官等相議して、年々の滯納夥だしきは、畢竟恩恵に甘えた怠慢の心故、嚴しく詮議して取立てることが何より肝要と申上げたところ、これに對する公の御諭しには又次の如く記されてゐる。

濟下りを濟下り候日に取立て候ばかりの心得にては、よし今年美事取立候とも又來年も同じく濟下り申すべく候。有司は上に何の計策を以て取立てんと計り、衆民は下に何の詐謀を以て濟下らんと工み、上下交々に相はかるに至るべく候。されば其の本根の場へ立返り、重く評議を盡したきものと存候。

何故かくはあるぞと其の本根に立歸り、面々扱下の民共を深く察し、衰へて濟下らば撫育の評議あるべく候。奢侈に流れて怠惰に濟下らば鞭撻の議論あるべく、地の利に欠あらば地の利を盡すの論あるべく候。此の村の秋收は幾許、此の民の貧福は是程と云ふ事まで、目を塞ぎて明かなる程にこれあり候はゞ、何として民の欺を受くべく、民も亦斯かる農官を何しに欺き申すべきや。畏れて上を慕ひ候日に至り候はゞ、何を令して従はざる事はあるべく、き何を教へて受用せぬ事はあるまじく、子供を教訓せしむるは地藏顔もあるべく、不動相も用ひねばならぬ事にて候。親の地藏顔も不動相も其の元慈悲より出で候事に候。君の恩恵も嚴令も其の本安民より施し行ふ事にて候。と示されたのであつた。實情に即した眞實の指導、それが公の治民の願ひであつたのであらう。

第七章 公の好學並に教學觀

公は幼少より學を好ませられ、良書といへば必ず求めて秘藏せられ、その數殆んど萬卷にも及んでゐたといふ。居常餘暇には和漢の書をひもとかれ、夜は定刻十時にお休みにはなるけれど、又起き出でて勉學される程で、近侍の者も就寢の時刻を知らない程であつたので、健康を慮つて諫める者があると、公は「書に對すれば却つて心胸の爽然たるを覺える」といはれたといふ。

公の尙世子の頃平洲先生を請じての勉學の態度に就ては、公はいつも非常に熱心に聞かれるので、人々はその態度に感心するといふよりは驚いて、それだけに又まことに末頼もしい事に思つてゐた。然るに或る時、この日は大學の講

義を聞いて居られたのであるが、講義半ばに、しほくとして云はれるには、今朝は早く起き出でたので、今頻りに眠氣がさして、聖人の言を聴くの禮を缺いたやうである。誠に何とも申わけがないといはれたので、お側の者達は、外目には氣附かない程の事であるのに、何といふ誠實なことであらうと感嘆し合つたといふことである。

尙この頃のことである。平洲先生の論語を講じて視^ル民如^ク傷^ムの章に至るや、公は泫然として涙を垂れ、感動面に溢れて肅聽したといふ。襲封の日の「民の父母」の歌も、その後生涯に互つての仁慈の治も、既にこの頃より深く心中に觸發印象されたことが知られる。

明和六年十二月初入部の際、表御座の間で重職を集めて孝經の講義をされたのを手始めに、その後二七の日を定日として講談され、後には一般の諸士にも

聽講を許されたので、人々益々義理の尊きを知り、次第に道に向ふ様になつた。書物には四書五經の中のものを用ひられたのであつた。

又侍讀の人々と月に六七日程會讀をされ、これは終年まで三十餘年の久しき終始一日の如く、若し定日に差支あれば、必ず前後の日に補はれた。書籍は四書五經・周禮・儀禮・孔子家語・小學・左傳・國語・史記・漢書・綱鑑補・大學衍義並に衍義補・貞觀政要・群書治要等であつた。その中四書五經は再三に及ばれたといふ。

又二之丸長屋の内に學問所を設け、安永三年七月には水戸大日本史書寫を命ぜられ、安永五年正月には學館再興（本藩學館の創設は五代綱憲の時で、元祿十一年十一月廿九日、聖堂を建て、感麟殿と名づけ、その側に學問所を併置して藩士に就學を勧めたのに始まる）。を仰出され、四月には建築も落成したので、

平洲先生の命名に従つて之を興讓館と名づけ、開館されるやうになつた。この時公年二十六、平洲先生は丁度五十歳であつた。

公は深く學館を重んじ、開講の時は必ず禮服を着用され、又屢々世子を伴うてこれに臨まれ、又學生には、「三年は瞬くひまぞ。油斷なく勵まれよ、よく身を賣めて實行實踐を勤め、さすがに興讓館に學んだ甲斐があるといはれるやうに心得よ」と懇に訓戒されたので、人々感奮して勉勵せぬはなかつたといふ。

公の學問は平洲先生の教に従つて、専ら實踐の二字を以て目標とし、性理高遠の説は急務ならずとして深く考究せず、學思相須つの語と、學問と今日と二途にならぬやうといふ處とを主とされ、學派を立てず、實用に従つて取捨されたのであつた。左にその學問並に教育に關する思想を紹介しよう。

先づ學問の意義目的に關しては、「時雨の紅葉」（寛政元年、公歳三十九歳、

三月勤學に關し治廣に興へられた書に

學問の事は、文字を知り、故事を覚え候ためのみにこれなく、才徳を琢き人の人たる道を學び候爲にて候。文字を知り、文をよく書き候とも、學問の本意を失ひ候ては、徒なる事に候。

といひ、次で

「學問大意」と題し、寛政元年四月、重定第四子、近江定興（十八歳、後内藤越前守信義の養子となり、縫殿信政と改む）に興へたものに、

學問と申すは、古の聖人の道を稽古修業いたす事にて候。俗人は學問と申せば、四角なる文字の沙汰にて、中華の昔の事にて日本の今の儀にはこれなく、一種の藝術の様に心得候は大なる僻事ひがことにて候。聖人の道は人の人たる道にて候間、中華も大倭も一日片時も此の道を離るべき様はこれなき事

に候。若し此の道を離れ候へば人にはこれなく、世に此の道捨り候へば、一日も治り申さぬ事にて候。

學問は身を修め人を治むる爲にて候。我が身修まり申さず候ては、人を治め候ことは相成らざる事に候。今日學問をいたし候からは、事々物々我が身の上に引當て、一部の書を讀み候はゞ一部の書を讀み覺え候程に、身も修まり知恵も開け、家内親族への交りも睦じく、能く廣く學び候上は、國家人民の用にも相立ち候人に相成らず候ては、學問を致したる詮はこれなき事に候。身を修むと申すも始めの内は氣詰りなる事共にて、皆我が身に不便利なる事共の様に思はれ候へども、歳月を積み候へば自然と我が物に相成り、苦勞とも難儀とも存せず、爲す事言ふ事悉く道筋に叶ひ申し候。是を有徳の人とは申すことにて候。

と、學問は道を修業するためのものであること、道は人として一日片時も離るべからざるものであるから、人は學問せねばならぬこと、學問したからには、身も修まり人との交りもよくなければならぬこと、そして道を行ふことは、始めは不便窮窟のやうであるが、歲月と共に我が物となり、心の欲するところに従つて矩に叶ふやうになるものであることを述べられてゐる。これは公にあつては、實に、貴い體驗から出た強い信念であつたのである。

それならどうして人は學問修業に依つて歲月と共に徳を成すことが出来るのであらうか。その理につき

人と申すは元來天地の理を其の儘に受得たる者にて、有生の始めに惡人と申すはこれなく候へども、凡夫の淺間しさは、生れながらに其の受得たる天理を全うすること能はず、見聞の外物に誘はれ、成長するに隨ひ種々の

邪念妄行を生じ、天理はいつしか蔽ひ隠れ申し候。されども其の初め受得たる天理にて候へば、生きて居候間は全く失ひ候事はこれなき事に候。大學に明徳を明かにすと申し候。能く學問をして其の塵垢を拂ひ淨め候へば、いつとても有生の始めに復し天理明かに相成る事にて、もと持前の事に候間、段々修行成就いたし候へば悉皆我が物とは相成る事に候。唯其の我が物に相成るまで、半上半下の間兎角は塵が昏まし申候。之を勉めて拂はんと思ふを志と申し候。此の志丈夫にこれなく候へば、半途にして怠惰の氣を生じ、撓みが罷り出で候。

と先天的性善説の下にその理を立てられてゐる。

それならどうしたら徳を身につけることが出来るか、歲月と共に徳を成就する方法はどうしたらよいのであらうか。

儲其の聖人の道を稽古修行と申すはいか様の事と申すに、聖人の道は廣大なることにて、中々一朝一夕に學び得らるゝ事にはこれ無く、終身の事業にて候。されども孔子も終日にして思ふは須臾の學に如かずと仰せられ候。先々師を求め書を讀み候外これなく候。其の始めは文義も分り申さず、一も合點これなきものにて候。それにも頓着致さず、坊主の經陀羅尼を誦し候如く、ひたすらに讀み覺え候へば、いつしか文字にも目馴れ候て、追々義理も解し申すものに候。夫よりして自己の見識も開け、萬卷の書籍も悉く讀み得る事にて候。其の場へ至り候へば、皆今日我が身の入用と相成り、和漢古今の差別なく、聖人の道一日片時も之なくては叶はざると申すこと合點出で候ことに候。

と撓まず努力することの必要なるを述べ、然もその中自ら時あることを述べて、

都べて萬物時を失ひ候ては成就は致さぬ事にて候。人は猶更の義にて候。時過ぎて學べば勤苦して成りがたしとこれあり候。壯年の時を失ひ、後に悔ゆとも返らざること候。御年ごろ萬事の御勵み第一の時なるべく候。

といひ、學問の樂を述べては

學問の道は飛耳長目とて、今の世に生れて千載の昔を聞き、茲に居て萬里の遠きを知り候ことにて、古人の所謂天下の樂みは終日書案に在りと申す如く、是に増したる樂みもこれなく候。是れ學問の大意に候。

といはれてゐる。何れも穩健にして眞に板に着いたものであるとの感を懷かせられると思ふのである。

次に寛政十二年仲夏、「朝夕篇」として、近侍の面々に學問の目當を教へた文にも、

學問の根本は此身を修むると云ふが第一義にて候。其の身を修むるの道を稽古修行するが則ち學問にて候。今日聖人の道を學び、文學に携はり候者を學者と名づけて、別に一種の技藝の如く思ひ、我が學問をするにも技藝を學ぶ事の様に思ひて、只書に向ひ文を書き候時のみ學問をする事と心得候は大なる心得違ひにて候。

學問は博識を貴ぶ事にて候。されども只宏覽博物になりても、身に體し心に驗するの修行工夫あらざれば實用はなし得ぬにて候。此の心得の違はぬ様に學ぶを學問の目當違はぬとは云ふべく候。今日一語を聞き一事を授かり候はゞ、夫を得と身に體し心に驗し、君に事へては君に事ふるの道を竭し、父に事へては父に事ふるの道を竭して勉め行ふ事を、勉むべきを勉むるとは云ふべく候。(中略)。學者も世に多けれども、此の心得違ひ候ては眞

の學者に之無く候、俗人其の學風を見て、學問も他の技藝と齊しく見なし候も實にさる事にて、俗人の罪には之無く學者の罪にて、(中略)日用の行事を謹み行はずして、何の大事大義を爲し得る事あるべき哉。返すくも學問は篤行實踐に之無くては、聖人の道を學ぶ學者とは云ひ難きにて候。(中略)。書を読むばかりが學問には之無く候。」

武士武家として、武をのみたしなみ、聖人の道は文事なりとし、武士は餘隙に學問をば致す事の様に心得候は、又大なる誤りにて候。聖人の道は人の人たる道にて候。故に天地の間に人と生れ候者は、一日片時も聖人の道に違ふ事は相成らず候。武は聖人の道に非ずとは又如何なる心得違ひにて候やらん、聖人の天下を治められ候は、則ち文武の二つにて候。」

などいはれてゐる。

次に教につきては、「輔儲訓」(安永五年、公二十六歳、五月四日世子治廣と共に參府に先立ち近侍へ輔導の心得を示した書)に、

一、總て教と申すものは自得を貴び候事に候。一隅を擧げて三隅を反すともこれあり、憤せざれば啓せず、排せざれば發せず、ともこれあり候。只此の方よりは其の緒のみを示し、向ふの様子次第に随つて段段導き候こと、鐘の響に應じ候如くこれあり度候。何とやら手ゆるきことのように思はれ候へども、之を教の術とは申し候。

と先づ自得の要を述べ、併しその基礎に模範の必要なことにつき

古聖人の教は空理を談せず、物に屬して導き候事に候。恭敬遜讓と申す事も、只舌の上にてばかりは行き届かず候。恭敬遜讓の姿貌を拵へてそれを修行致し候へば、始めの程は何たる事とも辨へず、迷惑難儀なる様に思ひ

候ことも、日を重ね月を経候に随つていつしか我が物となり、獨其の道をも合點せしめ候様に相成り、性質の様に思はれ候こと、誠に妙なる場合に候。この儀を能く了解致し教導これありたき事に候。

と云ひ、

一、恭遜は貌に屬し、敬讓は心に生じ候。此の恭遜の貌を拵ふと申す事は如何にと申すに、何れもの取扱ひの次第を恭遜に致し候事第一なるべく候。此の頃見聞に及び候處、喜平次殿へ對し、立ちながら詞をかはし、又は次の間より答を致し候事^{たまたま}邂逅にはこれあり候。斯様の事より自然と喜平次殿恭遜の貌も薄くなり行き候。一ことを申伸べ候にも、屹と貌を直し詞を正しうして申伸べ候時は、自ら喜平次殿も、伏し轉び挨拶もこれなく候。

學術出精これある様に教誨致候事も、只督責を嚴かに致候とも、只今時

分、義理文章の辨へもこれなく候へば、さりとは面白からざるものに候。面白からざるより進みもこれなく、進みのなきより退屈も付き申すものに候。此の事も左右に其の事これあり候へば、自然と夫に移り申すものに候。孟母三遷の教と申すも爰の事に候。是に依り面々當番の節、此の度相渡し候書物、又は草紙物語様の類、何れにても宜しく候間、不斷に讀書會讀これあり度候。其の身へばかり勤勉せしめ候ことにては行届かず候。其の外射藝・馬事・刀術の類、何れも道具は屋形にこれあり候間、面々出精これあるべく候。喜平次殿（世子の名）よりは面々の出精を重く致すべく候。是れ面々も浮世の雜談に詰所の疊を暖め候ばかりよりは、其の徳益も少からず、又は喜平次殿大なる進みに相成候。自分幼少の節、亂舞の事さして好まざる事故出精もうすく候ひしに、大殿様（養父重定）御好み遊ばされ

候事故、附々も督責せしめ候を、自分幼少より附添ひ候やすと云へる婦人、今は廣瀬と申す者に候、此の者自分とひとつになり、經政の謠本を自ら書寫し、終に一番覺えて自分に亂舞を奨め候ことこれあり候。其の品は兎に角、教への術をば得たる儀、婦人の志にはやさしき事と今に感じ居り候。此の所能々勘辨これありたき事に候。云々。

と實例について、之を述べ、最後に

吳々も教は數少く其の要を得候事と、詞を以てせずして物を以てすると申すに止り候。

と注意されてゐる。

次に子女の教育につきては「輔儲訓」には

一、子を育て候ことも、花樹に培するが如くなることに候。春を待ちて苔め

る花を、年の内より咲かせんと色々様々の手入をなし、室に入れ火にあて候へば、其の花咲くとはいへども、陽和の時を得し花樹に比し候へば、其の色香も薄く賞玩もこれなく候。人の育そだてもその如くに候。専ら成長の時に臨み、強ひて成人の道を以て譴責せしめ候時は、英邁えいまいの氣象を折しき、或は病身となし、又は手薄く成立ち候。只其の時を失はざるこそ專要に候へ。論語開卷第一にも時習とこれあり候。細かしき事は先々夫迄にして、英氣を長じたき事に候。

といひ、寛政七年、公四十五歳、三月廿三日、治廣世子齊定（八歳）の侍臣へ輔導の心得を示された「蒙養訓」には

古より子を教へ候事は、胎教とて、母の胎内に在りし内より、既に其の教は存したる事に候。況んや今日の上、朝夕遊戯の内にも、何一つ教へに非

ざるはこれなく、後來成長の上の教よりは、猶大事なる事に候。それを如何にと云ふに、其の年頃にも相成られ候上は、夫々教の條件もこれあり、人々も大事々々と心を竭し候事に候。今日の上は未だ幼時の遊戯のみと人々も心を弛め、油断も出づべきものに候。年頃になりたりとて俄に教へ導き候とても、其の未だ幼弱無知と見なし置き候内に、いつしか物に染み事にふれて其の性を損じ、後、教導に入り難く相成る事にて候。故に今日の養ひは後の教への基にて、後の教の成就は今日の養ひの功にて候。

其の後來の基をなし候今日の養ひと申すは、視聽の二つに止まり候。凡そ人の徳を成し候は、耳目の二つを導くこそ大事にて候へ。古先王の國天下を治められ候禮樂の二つも、此の耳目を導く道具にて候。況んや童蒙の是非を辨ぜざる上をや。只管に善事を見せ、善言を聞かせ候へば、水の物を

浸潤する如く、自然に其の善に移り行きて、其の性を養ひ、後來教へを施し候に及びて、沛然たる雨澤の沙土に入るが如くにこれある事にて候。是を易に、「蒙以養正、聖功也」とこれあり候。幼稚の相手を致し候は、戲言戲動も無くて叶はざる事ながら、其の戲言戲動の上にも不可はこれある事にて、心を用ふべき事に候。本より戲言戲動と思ふより、深く心を用ひざること人情の常にて候。されども人々の上、戲言戲動をこそ深く心を用ひ、厚く慎しみを加ふべき事、張子厚（横渠）が東の銘に戒め置かれたるにて候。

といひ、文化元年、公五十四歳、四月三十一日、治廣第五女誕生につき、御附女中に養育の心得を示されたる「千代之春」には

生れ出し其始は、むこくしたる計りにて、乳を吞む事の外は辨へたる事

も非れども、父母のいとおしみ生育に隨て成長し、人とも成るものぞかし。一切の幼稚なるに何の事々しく無用の辯に似たれども、教育と云は生れ出るより始て、一日も缺て叶はぬ事にて、段々と成長に隨つて其時々の教育ぞだて方もある事ぞかし。

一尺の草も一丈の木も、土を穿て出る其始より養はずして、一尺一丈の後花實を得べき其時に臨で俄に手を入れ枝など撓れば、氣勢痛みて其天性を失ひ、快く花實を結ばざるものぞかし。人も幼少の内捨置き、其年頃に至てやれそれと世話し教るとも、其始惡き癖付きては届かぬものぞかし。教育は其初に在ておごてんく、とくのめくと云こそ百年の後迄の基なれ。さればと云へる書に「蒙以養正」とあり。蒙とは物を被りたるを云。物を被りては目も見へず、耳も聞へぬなり。それよりして童の何の辨別もなきを譬へて蒙

とは云なり。其何の辨なき内より、邪ならぬ正しき道に導けば、骨折らずして成長の後も正しき人と成ると云事になん。

其辨別もなきを諭し導くは、詞もて教ゆべきに非ず。其取扱をもて感通する事なり。夫れ物の感通程妙なるものはなきなり。猫も好く人の側には知らぬ人とても自然に寄添ひ、嫌ふ人の側へは寄附ぬものにて、捕る心のなき人の側には鳥驚かず、捕る心ある人には間遠く隔れど忽ち飛去るなり。是れ人と鳥獸の上にだに感通の理は免れず。況や人と人との上をや。耳目の及ばざる所に感通の理はあるぞかし。

物靜にして先づ我心を深くし、柔和を專とし、心の内に一物を貯へず、有の儘にして、立居振舞しとやかに、春の日の朗らかなるに悠々たる心持こそあらまほしけれ。況して乳など進らす折には、必ず心中を平かにして、潔

き心もて進らすべき事なり。

女子の育ては何く迄もしとやかに物柔かなるこそいとおしきものなれ。といはれてゐる。

次に嫁し行く女子の教育については同五年、公五十八歳、四月廿二日、治廣第二女於貞、板倉甲斐守勝俊へ縁定の爲出府につき進ぜられたる「桃の嫩葉」に、

夫れ女子は我が家を出で、夫主の家を家とし、我が父母と離れて夫主の父母を父母とするにて、孝貞の二つこそ婦道の第一なれ。孝とは舅姑に事へて敬愛を盡し、貞とは夫主に事へて節操を正しくするを云ふ。女はもと人に従ふものなり。従とは此の身を人に任することにて、己を有とするの心無きを云ふ。若し少しにても己を有とするの心あれば、舅姑にも逆ひて萬

の禍是より生ず。故に父母在す時は敢て其の身を有とせず。敢て其の財を私せずと云へり。是れ卑きは尊きに統ぶるものなる故、子婦たるの道は何一つ我が物とせずして皆父母舅姑の命に違はず、怠らず、孜孜として勤むべきなり。婦は影響の如しとて、形に影の随ひ聲に響の應ずるは間に髪を入れず、聊かも違ぬものなり。其の如く少しも舅姑の心に違戻せぬを譬へて云へる詞なり。」

夫れ「孝子親愛の心あれば必ず和氣あり、和氣有れば必ず愉色あり、愉色有れば必ず婉容あり」、和はやはらぐと訓じてあらしき氣なきを云ふ。舅姑をいとほしく大切に思ふ心深ければ、自然と相對したる上が、氣和して違ひ戻ることなきものなり。其の氣が柔げば自ら顔色もにこほやとし、顔色がにこほやとすれば自ら此の身の立居振舞もしとやかにして、能く物に随つ

て逆ふことなきものなり。

去れど是等の事、其の眞實より出づるに非ざれば拵へものにて、一朝一夕其の如くすと雖も、我に誠なければ終には其の偽りもあらはれて、舅姑にも見限らるゝぞかし。是を身に反して誠あらざれば親に順ならずと云へり。唯其の眞實の誠だにあらば、當時行届かぬこと有りとも、是も又いつかは其の誠あらはれて、舅姑をも感ぜしむるなり。聲なきに聞き、形なきに視ると云ふ。誠よりするに非ずば何ぞ得ん。

といひ、同年、三月十五日、世子齊定夫人三姫出府に付餞別として銀丁字風呂
・獅子香爐・机・文箱と共に進ぜられた「老が心」には

夫れ女は他門へ嫁し、他の人を父母とし、他の人を夫とし、他の親戚を親戚とすること、和漢古今先づは婦女の通例なるなり。我が身の行ひ正しく

我が心の誠だにあらば、いづくいかなる所へ嫁しゆくとも、舅姑の慈愛を得、夫の歡心をも得、親戚にも和合するには有べけれど、他門の事なれば其の家風も熱知せず、見ず知らずの人を舅姑・夫・親戚となせることなれば、是に事へて其の心に適はんこそ容易に心を用ひでは、事へ得べく處し得べきにてはあらぬなり。

男女の別は人倫の大節にして、男は外に位し外事を治め、女は内に位して内事を治むること也。治國平天下といへば大惣なる事の様^{たいそう}に思はるれども、天下の本は國、國の本は家なり。家の齊ふと云ふも、一家の内男女正しきが其の本なり。其の本亂れて未治まる事は無きことなり。千歳の今迄周の治平を唱ふるも、文王・大姒^{たいじ}、美德ましまして、寡妻^{わづか}に刑^{つと}り兄弟に至り家邦を御む」と有つて、其の始め大姒の先づ能く文王の御徳に順從し給ひ、

文王も亦大姒の御輔けを得給ひて御夫婦岐周^{きしゅう}の地に徳を積み給ひしより、其の教化終に天下に推及したる事なり。今一通りに考ふれば、婦人の上は政事のことには預らざる様に思はるれ共、政事の本は一家閨門の間より起ることにて、則ち身を修め徳を慎まれ、夫は妻の天なり、天には違ふべからずと云ふことを常に心に存して恭敬を忘れず、閨門の中能く和諧し、式部殿（齊定の事）の徳に順從し給ふ事、則ち頓て式部殿の政治を輔け申さるゝなり。稚^ちき心にては、程遠き奥向に徳を治めたればとて、其の化の一國に及ぶべきやと思はるべけれども、感通の理りは妙なるものにて、冥々に修むれば必ず昭々に其の效著るゝ事疑なきなり。鶴九阜に鳴き聲天に聞ゆ」とこそ詩經にも云ひ置きたれ。其の徳正しく奥向よく和諧せば、一國賢夫人とこそ仰ぐべけれ。既に賢夫人と仰ぐ日に、など其の化の及ばざる

事のあるべき。近くは櫻田奥（治廣夫人純姫、尾張宗睦の養女）の彈正殿（治廣）への事へられ方、百里を隔てし我等への孝養淺からぬをば、人々感賞すること兼ねて見聞かるゝ通りなり。能く此の徳に習はれよ。茲をおもふと茲にあり。誠の有る所などか掩はん。勉め勉められよ。

といひ、文化十年、公歳六十三、三月十五日、治廣第三女於信、池田因幡守齊稷へ縁定の爲出府に付進ぜられたる「千歳の基」には

誠は人のたばねなり。貞女の二夫にまみえぬも、舅姑に愛敬を盡すも、皆誠の心より出づるに非ざれば物なし。誠とは表裏一にして聊か二重ならざることなり。司馬温公といひし人、身を終ふる迄の修業誠の一字にありと聞く。誠は天地鬼神をも動かせり。況んや舅姑夫主をや。誠は中らずと云へども遠からずといふ。敬と云ふも誠より出づれば氣のぬくることなき故

思ひよらぬ過はなきなり。巧みに偽らんよりは拙く誠あれこそと古人も教へられしか。

心だにまことの道に叶ひなば

いのらずとても神やまもらん。

といへる古歌、有りがたくこそおもほゆれ。

といひ、文化元年、公五十九歳、二月二十五日、治廣世子齊定、近日三姫と婚禮の豫定に付、公より世子へ與へられたる教戒「壹範」(宮中奥向の戒め)には、
一、夫婦は生涯の配耦にて候へば、親睦の處第一にて候。然ればいづく迄も親睦の道のみ建てらるべき處、聖人夫婦の間に別と云ふ道を建て給ふこと聖人の御深慮なるべく候。偏に親睦にのみ流れ候へば、知らず識らず夫婦の間褻れ瀆れ申し候。褻れ瀆れ候へば是より種々の禍生じ、終に其の親を

失ひ候事にも至り候故、親睦の間に此の別と云ふ道を建て、其の衰瀆に至らざる様に教へ導かれ候事にて候。

といひ、文化十一年、公歳六十四歳、二月晦日、支候世子勝義出府につき進ぜられたる「後野芹」(又芹美篇)にも

一、夫婦は人倫の始め、妻は我が身に配し、終身一室の内に周旋し、寢席を同じうして是れ程親しきはこれなく候。然るに夫婦の間に別といふ道を立て置かれ候。甚だ親しきもの故、別がこれなく候へば媾れ瀆れ候より、互に種々の災害を生じ申候。此の別の字常々心に存せられ、御待遇これあり候はゞ、行末目出度偕老の繁榮疑ひこれあるまじく候。といはれてるる。

併しかくいはれる時にも公は決して、自分だけは行ひ澄した行者の様には云

はれてゐない。自分もまだく未熟の者とし、従つて教訓には値しないものだといふことをいつも後の方に述べられてゐる。謙遜な態度は却つて聞く者に感じがよく、又それだけ身に泌みる様に思はれる。例へば學問大意の後には

斯く書き顯はし候へば、何とか人らしく候へども、身の行は行き届かず、恥入り候事共に候へども、右の條々は追々師に承り置き、又は古人の申し置きたる事どもにて、私の臆見を申し述べ候にてはこれなく候。段々御厚情に成され下され、追々御様子見請け候ところ、末頼母しき御美質、この上に學問の琢磨を加へられ候はゞ、適れ見事の玉と成り給はんと御床しく存じ候より、自己の固陋を忘れ、荒々書き記し進じ候事に御座候。御心控の一にも相成り候はゞ本望たるべく候。不備。

といひ、「反哺篇」の後には

古人の詞にも、「世人書を讀み唯能く言ふとも行ふ事能はず」と申せし如く本より私など萬分一も行立たざる身の行ひを以て、斯様の儀など申し進じ候こと、内に省み候へば中心誠に恥入り候事には候へども、長日の御慰みにもと燈の下に筆を吻り候。一通り御覽も下され候はゞ幸甚の至に存候。穴賢。

といはれてゐるなどこれである。

かくいはれる公の子女教育の實際については、安永五年の「輔儲訓」の初に喜平次殿訓導の儀面々如何に相心得候哉。條々書き記し申出づべきの旨申達し候處、則ち此の間申聞け候趣委細承知せしめ候。甚だ確論と存じ候。何れも心を盡し候次第淺からず満足に存じ候。猶此の上自分存慮をも申達し候様申聞け候間、左に記し披見に入れ候。異論もこれあり候はゞ幾度も

申聞けべく候。

とあるに依り、近臣に教育上の意見を徴されたことが知られ、

一、喜平次殿才に不足はこれなく候。才の餘り候より物毎に心付きも細かにやかましくこれあり候。細かにやかましきを此方よりも細かにやかましく教訓致し候ては、「影を惡みて趨る」と申す譬の如く、愈々細かにやかましく成行き候。只日用の事を靜かに大まかに取扱ひ申すべき事に候。

一、喜平次殿當分剛氣に相見え候へども、皆以て銳氣秀發するまでに候。剛氣は全く薄くこれあり候。剛氣は根強く物に届する氣なきを申し候。銳氣はするどしと讀みて、切れ味はやり氣の事を申し候。銳氣は人君に望む事はこれなく候へども、しかし銳氣を剛氣の種と爲さず候へば剛氣を長じ候ことはこれなく候。先づ／＼銳氣を挫かず生育致候内より、剛氣に轉じ候

様にこれあり度候。

一、喜平次殿、險忌の性も随分これあり候。其の内又仁恕の心も成程これあり候。險忌の性に深く頓着なく、仁恕の心を長じ候様に生育これあり候へば、追々險忌の性は薄く成行き申すべく候。此所能々勘辨これあり度候。とあるに依り、個性に應じて適切な輔導をなすことをさとされたことが知られ、

今年喜平次殿同道せしめ候事も、東都の繁華豪族の形勢を見聞致され候爲めにもこれ無く、風流奇麗の様子を習慣致させ候儀にもこれなく候。只國元發駕の日よりして小扈從の姿に出で立たれ、艱難不自由の事にも逢ひ申されて、一とせ武藏野の露にしほたれ申され候はゞ、少しは下民の情にも達し、是よりして果てしなき才も生じ、秋の月のくまなき徳にも進み申さ

れ候様に致したき迄の事に候。

とあるに依り鍛練を肝要とされたことも知られる。

又齊定の養育につき、荏戸善政の上申書中次の文あるに依り、慈愛の教育の行はれたことも知られる。

世子に立たせられ、御堂御參詣遊ばされ處候、前夜は御潔齋にて婦女の手を御離れ、御表に御寢成らせられ候へば、御左右の者終夜侍護し奉り候様仰せ付けらるべく候處、大殿様（鷹山公の事）御寢の間へ御一所に床褥を設けさせられ、夜半の頃御自身様御便所迄御懷施進せさせられ、おしゝを御達し進ぜられ候事までも在らせられ候ひき。扱てかゝる事は王侯の御身柄にて和漢古今未だ曾て聞かざる事に御座候。

次に治廣公第五女於増の君を隱殿に養はれた折の事、何方よりか到來の武將

繪本の中に謙信公の像あるを、何心もなく、此は誰人にて侍ると尋ねられ、公は一覽して忽ち顔色を變ぜられ、お次へ入れられ御手水御嗽ひの上恭々しく御拜禮なされ、色を正しうして、これこそ御家の御先祖謙信公の御尊像、云々の武功によりて世に稱譽せられた御方であると説き示され、この一冊は以後別段に秘藏し慰みの玩びは無用たるべしといはれたといふ。先祖に對し恭敬の篤きと、子女の教育に慎重であつたこと、が偲ばれて、床しく尊く思はれる。公の報本反始感恩の子心と捨我奉仕の親心とは、實にかくの如くであつたので、まことによく日本精神と一致するものと言つてよい。

第八章 孝 道

國主として申し分のなかつた公は又、人の子としても申し分のない人であつた。孝は百行の本といふ諺を翻して、百行に缺けるところのない公は孝道に於ても亦缺けるところがなかつたといへる。公の孝行は實に孝行の理論を地で行つたもので、何人もこれを直ちに孝行の模範とするに足りるものである。以下先づ公の孝道觀を擧げ、次にその實際を記さう。

公の尙世子であつた頃、御國の風俗の大いに頹廢したことを聞かれ、教化の一助にもと、「媒の繰言」といふ一文を綴らせられたことがある。その中に孝道につき左の如く記されてゐる。

凡そ人は母の胎内に宿りてより十月の間、母の身を病ましめ、立ち居起き臥しも心ならず。飯食にも心を付け、兎に角に善き子を設けたしとのみ願ふ事に候。既にして其の産すべき期に臨んでは、苦しさ十に七八は生くべしとも思ほえず、幸にして恙なく生みなしては、三四年の間は母の懐を家とし、勿體なくも二便に穢し、明け暮れ子の事にのみせがまれ候父母の辛勞は、山よりも高く海よりも深し。恩徳のほど言にも筆にも盡し難く候。是を以て人の行跡の中に、孝行ほど大なる行はこれ無き事に候。

扱其の孝と申すは、唐天竺より取寄せ候事にもこれ無く、やはり有合せの我が父母を大切に思ひ事へ候事に候へば、何のむづかしき事もこれ無き筈に候へども、人々善き事とは知りながら、抜んでたる孝子の稀なるは、畢竟己が欲に任せ、一身の背をほし候より起るに候。其の故は孰れの人なりとも、

五六歳の頃は父母を慕ひ片時も見えず候へば、叫び喚よびはり悲しまぬ子もこれ無き者に候へども、歳をとり智慧付くに従ひ、己が身勝手を致すより、父母をうるさく思ふ心は付く事に候。(中略)。扱孝と云ふ中にも、志を養ふと申し候て、父母の心を安んじ候様に取扱ひ、己が顔ばせをにこやかに致し候が第一にて、其の本となる者は、夫婦の間睦まじく互に力を合はせ候より、行廻り内證振りも自ら寛かになり申すべき道理に候。左候へば、父母も此に心を安んじ忪ほび、子々孫々繁昌し、家富み賑ひ、親戚睦まじく成り候事、いかばかり嬉しく愛でたき事にはこれ無く候や。

人の壽命中勘にして六十年、其の内子の親を養ひ候日繼かに二十年もこれ無く候。生れて十四五歳までは父母の手を離れず、月上花よと育てられし心盡しの恩、容易なる事にはこれ無く候。此の恩を報ぜん事を深く願へども、

萬分の一も届きかぬる事に候。況んや己が欲に任せて父母の恩をも顧みず候へば、大不孝と成行き候は目前の事に候。孝子の心は親をいづくまでも留め置きて養ひたく願ひ候も、散り易き人の世の習ひにて候へば、子の養を待たずして親は早くも終り候事に候。其の時に臨み候はゞ、いかばかりやるせなき事なるべく候。何程悔ゆとも及ぶべからず。再び逢はれぬは親に候へば、片時も忘れ難き事に候はずや。年寄り候へば二度おぼことやら申し候て、心もはかなく起居も心に任せず。耳目も乏しくなりて、何事も不自由なる事申すばかりもあるまじく候。是の時にこそ子と云ふ者はほしかるべく候へ。子は我が身を任せ候便りに候へば、無くて叶はぬ者は子孫にて候。父母にも榮え行く子孫を見せて怡ばしめたき者に候。其の上子のかはゆきに思ひ比べ候はゞ、我又父母の心を盡させ給へる事を思ひ當るべく候。云々。

これは公の何歳の時のものであらうか、その年代を明にせぬのであるが、「世子にておはせし御若年の御時」といへば、何れにしても十七歳以前の事である。然るにこれ程親子の實情に通じ、實感に充ち、實踐力を持った言葉が發せられたとは、何としても公の至誠と聰明とに驚歎せざるを得ないのである。

その後安永八年（二十九歳）、重定の第一子相模勝熙（二十一歳）の、父君に事へる道を問へるに答へられた「反哺篇」は、先づ

夫れ孝は百行の本萬善の先なり。其の詳密の如きは則ち豈能く一冊子の盡す所ならんや。是れ其の緒のみ。

凡そ天地の間に生じ候物は、森羅萬象數限り無き事にて、天を翔る翼地を走る獸、水に栖める魚鼈、花咲き實る草木まで、百年千年の齡を保つもこれあり候へば、夏の暑さをのみ知つて冬の寒さを知らざる虫などの類もこ

れあり、その中には朝に生れて夕に死する短命もこれあり候。只人と申すこそ萬物の靈なりとて、天地の間に人程貴きはこれなく候。それを如何にと申すに、「天工人其れ之に代る」とこれあり候。春は耕し夏は耘り、秋は收め冬は藏し候よりして、皆是れ天地の御手傳を致し候ことは人にて候。若し人の手傳ひこれなくば、天地の大徳といへども其の功成就致さず候。是程重き職分に候故、天地の間に於て人を第一の貴き物とは申す事にて候。然るに今如何なる冥加を以てか人と生れ出で候事、思へば有難き事にて候。と人の貴さと、この人と生れ來つたことの幸福とを述べ、次で

其の人と生れ出で候事、父母と申す物のこれなくては如何で此の世に生れ出で候はんや。よし生れ出で候とも、言ふ事の叶はず、食する事の叶はざる嬰兒、父母の養育に預らずしては何として成立致すべきや。其の養育と

申すは、三年の内懐に抱かれてより、出入寒暑朝夕の思念至らぬ限もこれなく候。我が身を分ちし子なれば、いとほしさ可愛さの餘りには候べけれども、去りとしては此の苦勞並々の事にはあるまじく候。是を以て漸く人と成り候事、思へば父母の御恩ほど果てなきものはこれなく候。此の御恩に報ぜんこと中々及びなき事にて候。

と父母の恩の高大なるを述べ、

故にせめては僅なる父母の一生を快く過ぎ給ふ様に事へ候ことを務め候。是を孝とは申し候。夫故にこそ人の上に孝程貴き徳もなく、上越す道もなく候へ。さて夫は又いかばかり難儀六ヶ敷事よと申すに、日々の上唯能く父母の心に逆はず、父母の事如才に存せず、我が身の事を打捨て、父母の事を大事に心掛け候ことにて候。今日書を讀み學問致すも、皆是此の致し

様を稽古致し、或は賢智の人の孝を盡し候事共を見習ひ聞き覺ゆることにて候。古聖人の道と申せば、何さま中華の昔の事にて、日本の今には用ひ難き難儀不自由なる事の様に人々存じ候へども、全く左様の筋にはこれなく候。君臣父子夫婦兄弟朋友の五倫は、今日人と生れ出で候へば、なくてはぬものに候。是に事へ候道、接し候筋を教へ置き給ふ事にて、稽古修行さへ致し候へば、人々誰々も爲し得候様に制し置き給ふ道にて候。其の教の中にて、父母に事ふる孝の道を第一に説き置かれ候。此の孝よりして萬の善徳にも進み申す事にて候。

といつて、孝は何人にも行ひ易き常道であり、聖賢の道も皆これを教へたものであり、こゝよりして萬の善徳も始まるとし、

其の孝に天子諸侯大夫士庶人夫々の分際これあり、其れ相應に孝を盡し候

次第のこれある事に候。其の義兼々御習讀なされ候孝經などに委しく説き置かれ候。士庶人は飲食衣服より朝夕の事まで外に召使ふべき人とてもなく候故、飲食衣服の事よりして心を盡し候。夏は團扇を執て老の身を涼しめ、冬は火をもて父の體を温め候類に力を盡し候事上もなき孝にて候。王侯貴人の上とても、是等は如才にして宜しと申すにはこれなく候へども、夫々の人供奉致し、斯様の筋は何れ一通りの心遣ひにても行届き申す事に候。唯貴人の上の孝と申すは、父母の心を安んずること最上の孝にて候へ。勿論其の事品により、父の過あるにも違はずとて父を不義に陥れ候類は却て不孝の至りに候。「家に争子あれば不義に陥らず」とこれあり候。若し其の過あるに當つては、泣きすがりつ諫めて、父母の不義に陥らざる様に取り扱ひ候を孝とは申し候。それとても臣の君を諫むる如く、顔を犯し色を變

へて直諫する筋にはこれなく候。父子の間は恩義を厚く立てたる道にて候故、若し父聞入れ給はぬ時は暫く其意に従ひ、又其の時を以て諫め、終に不義を除き候こそ父を諫むる道にて候。家に争子あるの本文を以て聊かの事まで申し争ひ候事など、以ての外のことにて候。

と身分に應じて孝の盡し様あるをいひ、
人生七十古來稀なりと申して、人間一生は百年と申せども、七十迄長生き致すさへ稀なる事にて候。「樹靜かならんと欲すれども風停らず、子養はんと欲すれども親待たず」と申し候。歲月の流るゝ事は白駒の隙を過ぐるよりも速かにて、逝く水と共に、待つてふ事もなく候。故に孝子は日を愛むともこれあり候。今日事ふべき時に事へず、あたら月日をむだに暮し候て又何れの時にか事へ候はんや。近代或人歳暮の歌に、

たらちねの老の一年とせつもらずば

さぞな待たれん花鳥の春

と詠じ候も、實に老の身に事ふる孝子の心なるべく候。

と油断して孝の機會を失はぬ様、その時々早くつとむべきをいひ、

其の上人の子たる者は、我が身を敬するをもて第一の務とは致し候。仔細は、「身は親の枝なり」と申して、父母より受けたる此の身に候へば、身の行を正し、道藝を學び、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫五常をも詳かにし勤め候時は、人々にも稱譽され、當世のみか後世までも榮名を傳へ候は、則ち是れ父母を顯はすにて候。此の事を孝經にも「身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はす」とこれあり候。壯年の血氣に任せ、攝養を怠り病を生じて父母の心をいため候類ひ不幸の至にて候間、我

が身を敬慎致し候こと孝子の第一の行にて候。

と、翻つて我が身を正しくすることが同時に又孝の大切な道であることを教へられてゐる。誠に一篇の完結した孝道論といふことができる。

次に寛政元年四月、公三十九歳、重定第四子定興に對し、「學問大意」と題して授けられたもの、中にも、

近來大殿への御事へかた残る所なく感じ入り候事共に候。父母へ能く事へ候を孝と申し候。孝は百行の本、萬善の先と申し候。凡そ人と生れ候此の身は父母より出で申候。此の身出で候本に候へば、父母に能く事へ候事何より根本第一なる事に候。其の根本第一の美質既に備はり給ふ上は、百行萬善は御修行に隨ひ生じ出で候事疑ひなく候。其の上御身はいつちも當家に御出でなさるべき事にもこれなく、往く往く他家をも御相續なさる事に

候。其の際に臨み彼是御取りなされ候とも中々參らざること候。只今の内御修行を積置かれ、時を得て施し行ひ給ひ、御政教行届き、人民御恩澤に浴し、賢君明君といつぎかしづき、あれこそ上杉の御家より出で給ふ御方、流石に御家柄程と稱譽いたし候はゞ、御先祖様へ對させられ、御兩親様への御忠孝何かは之に過ぐべく候。身を立て道を行ひ、名を後世に掲げて父母を顯はすは孝の終なり」と聖人も仰せられ候。

といひ、次で文化六年、公五十九歳、三月十五日、齊定夫人三姫出府に付送られた「老が心」にも、

夫れ人は三つに成るとて、父母是を生み、師是を教へ、君是を養ふにて、何れも深き恩義なる中にも、深く貴きは是れ父母の恩なり。父母の恩と云ふは、山よりも高く海よりも深きことなれば、此の徳に報いんことは迎も

及ぶべきにはあらねど、責めては其の萬分の一をもと、心の及ぶだけ力の届くだけを盡し勤むるを孝とは云ふなり。此の身の天地の間に生れ出でたる根本の父母に事ふる道なれば、百行の基萬善の先とも云ひて、人の身の行ひは孝をこそ第一とするなれ。

其の仕方個條種々ありと雖も、詰る處此の身天地の間に生れしことは、父母の洪恩にて、此の身は父母の遺體なることを常に忘れず、眞實より父母をいとほしく大切にするの心、毛厘も偽り無きが其の根本にて、爰に誠あれば中らずと雖も遠からず、事品の上に於て少しの手違ひ間違ひありといふとも、届かぬと云ふことは無きなり。此の事は我が身不才不徳にて行き届かれぬ及ばれぬ事と讓るべき事に非ず。志を立て心の及ぶだけ力の届くだけを十分に勤めて憾み無くして止むべきなり。既に心の及ぶだけ力の届

くだけを盡し盡して勤むれば、いつしか徳も進み才も達することぞかし。盡し盡されよ。

といひ、文化十年、公歳六十四の「後野芹」には、

一、御兩親へ孝養の儀萬事の根本たるべく候。是れ迄の事へられ方毎々感心致し候。孝養は愛敬の二つに止まり申すべく候。愛過ぐれば褻れ、敬過ぐれば離れ申し候。愛と敬とは車の兩輪の如くなるべく候。且つ其の愛敬と申すは、容貌辭色に顯はれ候上の事にはこれある間敷、實に親を愛し實に親を敬し候心の内に誠あるより容貌辭色に顯はれ申候。然らば心の愛敬が本にて、貌の愛敬は末にて候。此所能々御修行これあり度存上候。

といひ、文政四年（七十一歳）三月十九日、治廣第三女が戸田氏敏へ縁定の際「駒の臚」として贈られた文には、

一、孝は百行の基萬善の先と申して、人たるもの、徳義此の孝に上越す事は無く候。父母なき人は無き故に候。骨肉を分ちて給はり候父母へ事へ候道に候へば、いかに盡すとも此の恩を報ずべき様はなく候。生れ出で候よりけふがけふに至る迄、懷抱願復の大恩山より高く海より深く候。詩經にも「是れが徳に報いんとすれば、昊天極りなし」とこれあり候。と述べられてゐる。

それなら公の孝行の實際はどうであつたか。

公は政務繁劇の間にあつても、隔日に一回必ず重定公を定省し、封を世子に譲つて三の丸に引退してからは、一日として定省を缺いたことなく、毎朝先づ使者を遣して御機嫌伺ひをさせ、正午には自ら重定公の邸に赴いて、その喜ばしげな顔を拜するを無上の樂とされ、重定公逝去の前日まで十五年間、終始

一貫怠りなかつたといふ。

公は酒を嗜まれなかつたが、重定公の酒席に侍する時は、常に顔色を和げてその心を樂ましめ、夜の更くるをも知らぬ様であつた。

重定公は又深く能樂を好ませ給ひ、金剛流の奥義に達せられてゐた。公は元より御好みはなかつたのであるが、我が嫌ひとあらば御心のまゝにはなさらなうであらう。晩年の御樂みを十分に樂ませて進じようと、公も亦自ら稽古して老公に見せ、又御直しを受け、安永七年には江戸で金剛三郎の年老いてその藝の上達したのを御覽になり、老公の御慰みになし參らせようと、その八月二十三日には一行十八人を米澤に召し下らせられたこともあり、天明二年には二の丸御隠殿御構への内に新に舞臺を建て進じ築山をも築かせ、やがて御足元も弱らせられ御歩行も不自由になり、今一度遊ばされたき御希望あるを知るや、寛

政九年、老公七十八の九月三日、御附の上泉舎人に介添させ、滞りなく御仕方を遂げさせられ、老公の殊の外御悦びになり、上なき御樂しみに思召さるゝを見て、公も非常に御満足になり、舎人に御袴を賜はり賞せられたりした。老公はこれを聞いて吾を思ふの深ければこそ、この賞賜もあつたのであらうと感涙止まなかつたといふ。

安永六年九十以上の老人を召して敬老慰安の會を催されたことがあつたが、その際子や孫の附添うて給仕する様の、しほらしく親しく睦まじき様を御覽になり、これまで老公への御給仕を人手にのみ委せてゐたことを悔い、爾後御招待申上げた時は必ず御手づから給仕して進められたのであつた。

老公の二の丸の御隠殿南山館は、明和の始め、御隠居の砌り公の御孝志を以て新に建てられたもので、善美壯麗を盡したものであつたが、天明三年十二月

晦日の夜の出火に盡く焼失し、老公非常に愁ひ給ふを見、公は少しも騒がせ給はず、御氣色常よりもうるはしく、火災は常の事で御心配には及びませぬ。土佐殿の江戸屋敷は二年續きに焼けたけれども、後は別状もございませぬ、御前始め御方々恙なくおはし給ふこと目出度き限り、後のことは何も御案じなく、都べて私に御任せ下さいと御慰め申上げ、この年は古今類ひなき大凶作で、救済のために幾千萬金の御物入のある時であつたのにも拘はらず、造營に夜を日につき、御道具・築山・泉水等も御好みに任せて整へ、その結構却て舊御殿にも勝る程にして、老公の御心を安んじられたのであつた。

かくて重定公と公との御間柄は、たゞ敬慕と信愛との交流であつた。

安永七年江戸在府の十月十六日老公御不例の飛脚を受けては、若し萬一の事あらばいかにせんと御嘆きやまず、眞夜中なるにもかゝはらず直ちに荏戸善政

を召して見舞の使を命じ、翌日更に次第に重らせ給ふ飛脚を受けては、官醫の派遣並に御見舞の行列の準備を整へさせられる等憂慮止まず。幸にして輕快の早飛脚來るや御悦び譬へるに物なく、大御酒宴を設けて祝はせられたのであつた。

天明七年實父秋月種美の腫物に悩むや、三十餘日の看護に晝夜少しも怠ることなく、逝去の節は御嘆き切に、喪中の勤めも類なく、漸く五十日の喪を勤め終るや、重ねての重定公病氣の報に全く取るものも取り敢へず江戸出發、夜を日に繼いで急がせ、八十餘日付き添ひて看病申上げ、輕快の後、寛政十年三月廿五日御同道にて花見の御宴を開かれ、御機嫌殊に麗はしく御歸殿の翌廿六日曉、俄に老公卒倒逝去さるゝや、御愁悼の様見る者恐感し奉らざるはなかつたとす。

その後年を経て重定公遺愛の鉢植の松の、水に乏しくかれ／＼になつてゐたのを認め、老公逝去後未だ何年もたぬ中かゝる過があつては、草葉の影より御怨みの程も恐ろしと嘆かれたといふ。

公は又公を上杉家養子に推薦された黒田大夫人豊姫（未亡人となつて瑞耀院といふ）に對しても、奉養實に厚いものがあつた。大夫人は七十七にして病に臥したのであるが、公は毎日朝五つ時頃より黒田家に入つて看護につとめ、夜は四つ時又は九つ時頃に歸られ、病革るに及では終夜附添はれ、撫摩りより藥餌に至る迄御自身で取扱はれたので、黒田家の家臣等深くその徳に感じ、老職吉田縫は近習頭莅戸善政に就て公の徳を稱へ、一家の將來を托し、兩家の親昵は一層深められたのであつた。

これ程の公である。されば臣下の孝についても實情に應じて便宜をはかり、

又治世十九年の間に賞與された孝子・順孫・貞婦・忠僕の数も八十五名に及び、寛政改革後は一層その数多く、寛政九年には受賞者には門柱に名札をかけさせることを命じたりしてゐるが、公こそ誰よりも先に、又は誰よりも大きく賞與され、表彰さるべき第一人者であつたのであらう。

第九章 名君上杉鷹山公

鷹山公はいふまでもなく、徳川治政三百年に於て天下稀に見る大政治家であつた。併しそれは普通にいはれるやうに智慧や技術とする政治ではなくて、鷹山公の「人間」に發して一藩士民の「人間」を目覺まし生れ變らせ生き替はらせる政治であつた。それは鷹山公に於ては全心全靈の仕事であり、至誠眞實の仕事であり、至深の親心の發露であつた。それ故に政治・殖産と同時に民風道徳をも作興した。政治と教育とはその深いところでは同じもので、政治が教育であり、教育する政治でなければ眞の治績は擧らぬ。鷹山公の政治は實にさういふ政治であつたのである。まことに鷹山公は大政治家であると同時に大教育

家であつた。その思想に於て、その着眼に於て、その實行に於て、所謂政治家の心を虚しくして學ばねばならぬところであると同時に、世の教育者も亦心より學ばねばならぬ所が多々あると思ふ。今左に公の人物につき、以上を綜合し、漏れたるを補つて、こゝにこれを概観することゝしよう。

一、鷹山公は生涯働き抜いた人であつた。十七歳にして襲封してより十九ヶ年、天明五年三十五歳を以て隠居されたのであるが、この後とても補佐するといふよりは、治廣は諸事公に聞き公の意を受けて決する状態であり、殊に難問や重大事はすべて公の意に於いて決せられる状態にあつた。かうして隠居して政に參與すること三十八年、政を見ること前後五十六年、最後の息を引取るまで、心の休まる暇とはなかつたのである。

併しそれは無論公にとつて「迷惑」ではなかつた。公には國のため民のため

以外に思ふことなく、そのための苦勞は公には少しも厭ふところではなかつたのであり、池田成章氏が「鷹山公世紀」に公を評して、

公の本領は誠意・正心・修身・齊家・治國に在り。其の國家に於ける、國民を打て一大家族と爲し、政事は即ち家事、政令は即ち致誠、國家經濟は即ち家事經濟にして、四民の豊富は即ち公の豊富、四民の疾痛は即ち公の疾痛なり。

といひ、

唯國家人民あるを知て己の身あるを知らず。心を苦しめ思ひを焦し、身は生涯儉素辛艱の中に立て其の計劃する所、皆以後世子孫及四民の爲にするに非るはなし。

といひ、

襲封の後偶々時艱に遭遇し、天災荐に臻り、人事亦意の如くならざる者あり。公唯堅忍不拔、百折不撓の精神を發揮し、勇往邁進百難を排斥し、金石透徹終始渝ることなし。

といへるもの、恐らくはよく公の真髓を傳へ得たものといふことが出来やう。公が最後の最後まで國を思ひ、身を持つることの嚴格であつたことについては、左の事實がよく傳へてゐる。

文政五年二月十二日公不豫、治廣齊定を始め、執政諸有司諸士百姓の憂慮祈願にも拘らず、衰弱日々に加はる中にも、絶えず齊定に對して愛民經國の要を御遺誠あり、然も齊定と對話の際、並に朝夕の食事の際には必ず端座して、平生の態度を變ぜられる事がなかつたので、左右の者が疲勞を氣遣ひ安靜をお勧めしたところ、公は、「今迄大過なく過して來たことだ。最早や幾程もない。こ

の儘で勤め畢らせて貰はう」といはれるので、左右の者皆泣伏して仰ぎ窺ふ者がなかつた。

公は又最後まで、國を思ふ外に所謂身の道樂などいふものを持たなかつた。

酒については「前野芹」に、「血脈を通じ皮膚を潤し、憂を消し意を暢べ、歡びを結び候物にて、美物に相違これなく候間、和漢古今共に賞玩致す事に候」とはいつてゐるが、同じ書の中に「僕は性來相嗜ず候」といつて、重定の宴席に出てもお相手をするだけで自分は飲まず、老年になつてからは、寒氣の折腹養のため就寢前に醴酒少量を用ひてゐたが、それも酒造禁示令（文化十一年）を出すと共にその醸造を差留められた。併し齊定より再三の御勧めの上、遂には糯米と糒とを送つて御勧めしたので例年の半程を造らせられたといふ。

煙草については、明和六年、十九歳、初入部の際、輿中で消えかゝつた煙草

盆の火を煙管で吹いて、吹き起したといふ話があるから、もうその頃からのま
れたものと見えるが、その後の記事には煙草入など秋月家より御引移りのま、
數十年の間取替へ給はず、後々は色も變り古びて見苦しくなつても少しも意と
されなかつたといふことがあるので、何程かお用ひになつたものとは見えるが
併しそれも又決して多量ではなかつたらしい。

隱居の後は慰みに小鳥を多く飼ひ、手づから餌を與へ、且能く鳥の性に通じ
たので、鳥は懐き公は甚だ愛で樂しみとされてゐた。然るに天明七年國用不足
するや、残らず之を放たれたのであつた。

公は又、隱居の慰みに自ら茶を煎じ、遂には手づから煎じた茶でなければ意
に満たない程に進まれたが、詮なき事と心付き、以後はこれを擲ち、善きも惡
しきも専ら茶道の進めるのに任せられるやうになつた。

亂舞は始めより好まなかつたが、重定公への孝心より、そのお相手の出来るた
めに少しばかり習つたことがあるが、その程度で深入することなどなかつた。

それなら公の最も深い樂しみ、最後まで續けられた樂しみは何であつたか。
第一は書籍であり、良書といへば必ず求めて秘藏されたので、藏書の數は殆ど
萬卷に近かつたといふ。第二は古今名士の書畫で、その巻軸は書房に充ちてゐ
た。又文雅の事を好み、屢々詩會、文會を催され、秀作には褒詞を賜ふ等のこ
とがあつた。第三には草木數百の鉢植を作り、自ら水を注ぎ日に當てるなどし
て樂しみとされたのであつた。それは又一つには運動のためでもあつたといふ。
書については幼年の頃江戸の飯田百川に學ばれ、長じて後は諸家の法帖によ
つて學ばれたといふ。壯年の頃には多分に揮毫されたが晩年には極めて稀にな
り、讚仰者の深き所望に任せて與へられたものが十數通あるのみであるといふ。

晩年のものは特に圓滿にして氣品のある高尚なるものである。

公はその生涯を政治に、寧ろ教化に、或はより正しくは教化的政治に捧げられた人であつた。併し、公はその間に同時に人の務といふ務、人の道といふ道をば何でも實行された。養父重定公への孝養、正室幸姫への憐憫、子女の教養、自らの讀書修養等。曾て（天明五年九月）顯孝公（公の實子）の侍臣へ壁書一篇を示された時、その終に、

爲せば成る爲さねば成らぬ何事も

成らぬは人の爲さぬなりけり

の歌を添へられてゐるが、公こそは全く何れの方面に於ても、この歌の眞の實現者であつたのだと思ふ。不平もいはず、道樂もせず、浮いたところが少しもなく、少しも自分のためを圖らず、生涯務め抜き修め抜いてすべてをなし遂げ

た人、それが鷹山公の生涯であつたのである。

それではその政治の仕振り、人への務め振り、導き振り、教へ振りといふ點はどうであつたか。世には自らつとめずして他にのみ求める人、よく務めはするがその結果は必ずしもよく行つて居ない人等があるが、鷹山公のは自らよくつめられ、そしてその何れもがひたひたとその眞髓に適中して効果が完全に擧つてゐる。無論事に依つては急に成績は擧らず、長い年月と大きな努力とを要することもあつたが、併し結局はそれが功を奏して名案だつたといふことになつてゐる。このためには公は慎重に考へ、百方手を盡し、誠意を披瀝し、情理を兼ねて處理し決定する。權威をかさに着て彈壓しようなどとはしない。それ故に下情に通ずることをつとめ、當事者の意見を聞き、自己の意見を述べ、それも多くは穩かに手まめに手書を以て傳へられ、相手の腑に落ちる様に、呑み

込む様に、教へ諭される。それで相手もその誠意と情理を心から理解しこれに服従する。だから命令されても、禁止されても、處分されても不服はないことになる。畢竟、公は至誠眞實の人である。それ故にすべてが核心に觸れる。即ち明察であつた。併しその明察は冷たい明察ではなくて、情味のある、人情に富んだ明察であつた。故に又よく果斷であつた。さうしてその果斷は決定的を外づれてはゐなかつた。といふことになる。初入部の時の上覽鐵砲先手争の處置といひ、ついで起る七老の強訴の處斷といひ、これらはその著例の最大なるものであるが、その他公の親政を點檢すれば、何れかこの條理に漏れるものがある。こゝに猶學館の功勞者神保綱忠に對する公の態度と心事とを擧げて、右に關する他の一例證としよう。

竹股當綱の計劃し獎勵した殖産事業の一つに青苧あそぎの栽培があつた。後にはそ

の生産高が年々千兩に上る程になつたが、文化四年、公五十七歳、十一月舟山・遠藤の二商人が、時の六老服部正相を訪ねて、一手販賣を許されるならば、別に毎年一千兩を獻納しようとして申し出た。正相はこの元利を蓄積して諸士より知行借上げの資に供せんとし、綱忠その他の同意を得、且これを願ひ出たのであつた。

綱忠はこの時六十四で、唯一の元老として威望並ぶ者がなかつた。時の執政菫戸善政の子政以は、この事件に始めより徹底的に反對なので、鷹山公治廣公の御前評議となつたが、遂に結論に到達せず、鷹山公の裁決に待つことゝなつた。鷹山公は獻納の一千圓をどこから出すか。安く買へば百姓苦しみ、高く買れば買手が激昂する。果ては騷擾を起さんも測り難い。これは斥くべきであるといはれ、きつぱり否決された。その後正相は不正に依てその職を奪はれ、綱

忠をは學政に専らなるべしとして、政治掛を解いて督學專任とした。綱忠意頗る平かならず。因て屢々致仕を乞ひ、頻に慰留されたが、尙懇請して久しく出仕しなかつた。公は御近習頭をして綱忠の第に赴き、「思ひの儘」と題した親書を傳へしめられたのであつた。その中には實に左の如き名文句があるのである。

督學は平洲先生の門下にて、平洲先生の學風を尊崇するに非ずや。平洲先生詩教に深く、溫柔敦行終身の事業に激烈なる行ひはなし。師の道を學ぶは文學の沙汰ばかりにはあらず。師の行を學ぶこそ其の道を崇ふと云ふべけれ。老成の督學何ぞ激烈の行を尊ばん。頭に雪を戴きたる老儒督學、館中に周旋あらば學館も手厚くこそ見ゆらめ。上よりも斯く厚く留め給ひ、諸大夫も出勤を勸むるに、いづく迄も起たぬと云ふ事にては何となく不練合にて、四十餘年勤勞の微瑕に非ずや。死する者知ることあらば平洲先生何と思ひ給はん

や。善彌時代、予十五六歳よりの學友、兄とし尊べる督學、嗚呼氣短なり。サア早く出で、君命の辱きを謝せよ。平洲先生はあの如く文にも詩にも唯君恩の辱く、寵遇の厚きを述べられ、全く終身事へ申されしぞ。高足の督學先師の學徳に習はんことを庶幾するのみ。

憂き事も嬉れしき事も老はた

昔語らん友ぞゆかしき。云々。

と。何といふ情味のこもつた文であらう。六十四の綱忠、自他共に平洲の高足を以て任ずる綱忠、善彌時代予十五六歳よりの學友、兄とし尊べる督學、嗚呼氣短なり。」といはれては全く面目ない思ひがしたであらう。公の言葉には情味があつた。併し情味のあるのは言葉の末にだけではない。よし政見の一部に誤りがあつても、公にとつては唯一の學友であり、學政に於ける最大の功臣であ

る。その晩節を完うしてやることは、又公の仁徳であり、親心でもあつた。公にとつては言葉は常に心の花であつた。情味ある言葉の奥には情味ある深い心があつた。綱忠は深く感泣して即日參殿し、拜謝して命を奉じたといふ。

それなら公はどうしてさういふ精神で生涯を押し通せたものだらうか。

公は民の父母となることを以て國主の信條とし、これを以て襲封し、これを以て國政に出發した。それは公の信條ではあつたが、併しそのみが根無しで裸で心の中にあつたのではなくて、その奥には常に天を敬ひ地を畏れる敬虔の精神が控へてゐた。それ故に公は屢々天の道、天理、天地の恩について述べられそれを身を以て行ひ、教導職その他の諸役人をしてこれを人民にも教へさせようと思つたのであつた。

かうしたいは、儒教的敬虔心ともいふべきものが公にはあつたのであるが、

この外に尙公には日本的な敬虔精神があつた。それは神に對する畏敬と尊崇の念である。公は襲封の後、祖神春日神社と、上杉家歴代尊崇の白子神社とに誓詞を奉り、七老の強訴には御堂に上つて君臣和合の祈願をし、大旱に當つては諸社寺に命じて雩祭を行はしめ、親ら又御堂に於て雩祭を修し、更に愛宕山に登つて雨を祈られ、霖雨晴れざるに當つては、各社に五穀成就の大祭を修せしめる外、公自らも亦御堂に參籠し、斷食して晴れを神に祈られたのであつた。かういふところから見ると、公にはたしかに敬天・敬神・敬虔の精神がその根底に常に強く動いてゐたと思はれる。これは實に公の至誠眞實の精神力の現はれて、公の偉大の原因はこゝにもあつたのであると思ふ。

第十章 鷹山公名君の因由

これほど偉大なる名君鷹山公は一體どうして現出されたのであらうか。固より天性の美質に發したことはあるが、又他に由て來るところもあらう。今左にそれらについて二三を拾つて見ることにする。

その第一は三萬石の高鍋家より十五萬石の上杉家の養子になつたことに對する公の發憤自重である。公はその文の諸所に之について繰返して述べられてゐる。曰く、

手前は高鍋侯の第二子に生れ、幸に先君の命に依り當家を相續す。此上の仕合有間敷候。然るを身の本を忘れ何ぞ一身を樂んや。惟此上の願には、一度

び國家を再興し、人民を安んずること此身生涯の願是に過ることあるべからず。當家の儀は武尊公（謙信公）の末葉、誠に英名を日本に輝かし武威を關八州に振ひ、關東管領に至り給ひ、誠に隠れなき家柄、誰にも耻ることあるまじ。然るに困窮の爲め國を亡さん事口惜さ云計りなし。

これは明和四年閏九月執政千阪高敦を米澤より召し、大儉の主旨を米澤諸老臣に懇談せしめらるゝため、「志記」と題して與へられた文の一節である。「志記」の文は續く。

家中多き内には、斯迄家の危き事を存せざる者も有間敷にもなく候。左候はゞ家亡る時に至り、人民不覺にて見苦き有様ある時は、後評にも英雄の名を日本に振ひし武尊公の子孫なれども、國衰微すれば、君も臣下も柔弱に成り見苦しき有様哉と申時は、先祖の英名を一時に失ふ事不幸是に過る事有るべ

からず。又人民覺悟宜く、亡ぶる共勇敢有様ならば、流石英雄名大將の子孫哉と評判ある時は、亡びながらも歎きの内の悦びなるべし。

といはれた後に、重ねて

前申通り他家より重き家を継ぎ、人民の肉を取て樂む心は露塵もなき事、東照宮の御遺訓にも見當り、師匠平洲先生の物語も忘れまじく候。と述べてゐる。

次は鐵砲上覽先手争に當り、明和六年十二月晦日兩手幸配頭等を召し、御手控を以て親しく仰諭された趣旨の一節である。それは

四十餘年静りたる義を相起し、年若なる手前に片付け候へとは當惑の事に候。我等不肖より相續の事に候へば、此上萬一家國何れに相成候共、元の秋月の末子と諦め候時は夫迄の事に候。乍爾御家の大事、社稷の重き處、家中の衰

弊も此事に相掛り申義を何と相極可申哉。

といふので、これにも言外に秋月の末子と上杉の當主とを比較し、上杉家興隆の重任たることを自覺して居られることが看取される。

次は安永七年十月十六日重定公重病の由飛脚にて知り、眞夜中に近習荏戸善政を招き、見舞の使者を出させようとして、意中を語られた折の一節である。

我はもと小家の庶子なるに、斯かる御大家を續ぎぬる事本望何か此に過ぎん。此と云ふも畢竟は大殿様の有難き思召よりなりと思へば、身に餘りて尊く思ひ進らするなり。かゝれば幾ばくの心力を盡して孝行らしき事へ方もあるべかりしに、常々いと御壯健にましますば、千萬年も榮えおはすべき様なる心たのみより、疎かに打過ぎし事の口惜しさよ。嗚呼何とせんと計りにて、只ひた泣に泣き咽び給ふ。

これらに依つて見ると、公は何としても、秋月家より上杉家に入ったことを深く光榮とし、従つて重定公をば養父であると同時に恩人であるとし、(公を重定に推薦した瑞耀院にも高恩を感じて居られたこと既述の通りである)、米澤藩再興を以て、上杉家の歴史に鑑み、上杉家に養子となつた者の道に照して己が使命なりと考へ、このために己れを無にして、一途に策を練り實行を進めるべきものと努め勵まれたものであることが知られる。

それならこの心持に熱と光と養とを與へたものは何か。又誰か。その一人として我々は先づ三好善太夫重道を挙げねばならぬ。重道は秋月家の老臣であつたが、重定公と瑞耀院との間に話が纏まり、寶曆九年三月五日、公が重定の養子と内定されるや、其年十二月公に上言していふやう。

乍^レ恐今度公子の上杉御家へ御養はれ被^レ成候御事、大なる御さゝわひは偏に

御兩親様の御恩徳によりてなり。殊更心華院様()御由緒を以の事なれば、慈母の御恩深き所御忘れなく、此上御雙方様への御孝行の第一は、御養家様方へ御深切を盡され御事へ被^レ成候義肝要奉^レ存候。次では御實方御親兄様へ睦しく被^レ遊べし。

これは先づ上杉家入の幸福を述べ報恩を御奨めしたのであるが、次で

扱貴賤ともに人々我身に天より受得たる明德を曇らざる様に御修行被^レ成候事專一に御座候。其譯は下賤にても我身明になり善道を行はざる時は、小家も治らず。まして況や貴人は御身随分と明鏡の如くなくては下の善惡知る事能はず。たとへ良臣ありとも、朋輩の事なれば善惡たやすく申上難く差控候へば、善人悪人御見違へ有之、善人遠ざかり悪人近づく様になりては、自然と君も惡に移り、小なれば身を失ひ、大なれば家を亡ぼし、國民難儀に及ぶ

事なれば、別て大人は御幼年よりの御育ち御修行御大切なり。

これは特に貴人に修養の必要ある所以を述べたのである。

況して御養子にも被_レ爲_レ成御他家をも御嗣ぎ被_レ成、萬一御修行なく御不明にて御養家治り不_レ申候へば、大なる恥辱にて、實父の家を治め得ざるより其罪深く、御雙方様へ御不孝と相成ゆゑ、一入公子御身の上御養育御大切に奉_レ存候。

これは養子道を教へたので、同じ趣旨は後に公が治廣第六女縁定の際贈られた「駒の躰」の中にも、明に示されてゐる。重道更にいふ、

右御修業は、恩を忘れず、恥を知り、人道を能く御合點あり、四書・小學・近思錄の御學問を御一生涯御懈怠なく被_レ成候様奉_レ願候。

これは右の修養のために讀むべき書名を擧げたのである。

兎角善惡並び不_レ立ものに候へば、善に進めば惡は退き、惡行なれば善滅るもの、去れば假初にも惡事に傾く事を不_レ被_レ成、善事に御染可_レ被_レ成候。

これは修養の基本、日常生活に於ける態度の根本を示したものである。

然るに同十年六月廿六日養子願濟となるや、重道は重ねて一篇の贈言をして人君たる者の心得を説き諭してゐる。意到り情切なるものではあるが、長文故左にその要點を採録することとする。

一、兼々御父君の御庭訓の如く、忠孝の御事第一の御勤片時も御忘れ被_レ成間敷事

一、御學問御武藝は忠孝の基ひにて御座候へば、御懈怠被_レ成間敷御事
一、其御家の御式法小事たりとも御違犯なされまじく候。大臣は御國の柱、必御用ひ被_レ成、小臣といへども異見を申候者、必御悦び御受入可_レ被_レ成

候。諫を納るゝ事は人君の美德にて、諫を申候臣は戦場の一番鎗の功より増ると、やんごとなき御方の仰られし事、かねて御覺悟可被成候事。

一、人に君たる御身は、寛仁大度と申候て、ゆつたりとして人を憐み、胸中廣く人を疑ふことなく、何事もあくみの無御座候様に御心懸可被遊候事、御身持第一の執行は敬の一字に御座候。敬と申事むつかしき事にてもなし。御心のむきを正直にして、心の本を束ね、末の散らぬ様に被成、立居振舞番人の附て居る如く、事をするに目附のある様に、影日向なく油断致し不申が敬と申ものにて、是に残る事無御座候。然れども始めあらざる事なし、終りあること難しと申候て、續き不申候まゝ、一日より一月に至り、一月より一年に至り、一年より百年をなし候へば、何事も災の出候事もなく、身の御養生の悪き事もなく候。もろくの邪惡も除き申候ゆ

ゑ、敬は百邪に勝とも古人の仰せられたためしも御座候。

一、人の上に居給ふ御身は、何事も謙退深く、我に智慧ありとし給ふ事なかれ。下より褒そやし候へば、大かたは我は智慧ある者と思召候より、萬の惡事も出来、諫をも拒ぎ給ふ事に候。奢を禁じ儉約を守り、人に施したる事は思ひ給ふ事なかれ。人に恩を受たる事は聊か忘れ給ふ事なかれ。善事は少しなりとも必ず爲し給ふべし。惡事は少しなりとも必ず爲し給ふべからず。我身つめりて人の痛さを知ると申事候。我きらひの事は人も同じくきらひなる事と思召やり、人にしかげざる様に致し、萬におもひやりを致候事、恕の道と申候て、御一生涯御執行是に過たる事なく候。愚かに拙き人も人の上を譏り咎むる事は明らかなり。賢く明かなる人も身の上の惡しきを知る事は暗し。人の上を責むる心を以て自身を責め、我身をゆるす心

を以て人をゆるさば、大やう宜しからんと古人も宜へり。

今度我國の公子上杉家へ被_レ爲_レ入候に付、御幼少よりも御心存に成可_レ申の條々、重道が愚かなる書付、乍恐御餞別に奉差上候。夫れ人は貴賤とな_レく天地を大父母として生るれば、大父母の御心にかなふやうに心を御用ひ被成候事肝要の御儀と承候。天地の大父母は何をか心とするなれば、天地は物を生ずるを以て心とすとあれば、物を育て害はず、慈悲の心を以て心とし、假初にもむごき事を好まず、君を敬ひ父母に孝し、衆人を憐むに至るまで皆此意にあらざる事なし。されば人の君となりて仁に止ると申事の候へば、人君の道に至る肝要の御事と奉存候。天地の心にかなひ給へば天道の冥福もあり、人道にもかなひ給ひ、幾千代までも目出度御榮へ被成候御事必定の理りにて御座候。云々。

といふのである。兩書を通じて、上杉入家の心得・養子道より、人君の修養を説き、納諫・寛仁・敬・讓・仁を説くところ、流石に老臣の言であると思はれる。公は一生これを秘藏し、折々披見しては反省の資に供されたといふことである。事實に於て公の生涯はこの上書の通りであつた點より見て、これはたしかに公を偉大ならしめた有力なもの、一つであつたと思はれる。因にこの書は今公の手澤のまゝ上杉家に傳へられてゐる。

明和二年（公十五歳）正月三日、同七日、公御部屋住中、御本丸西之丸へ御登營あり、是日寒氣甚しく、殊に七日は大雨で御供方非常の難儀に及んだので、公は御歸殿の上御詞を賜りて供方を慰勞せられた。上下の分階格段に隔たつて容易に御詞を賜る事もなかつたのに、今始めてこの事があつたので、これを聞